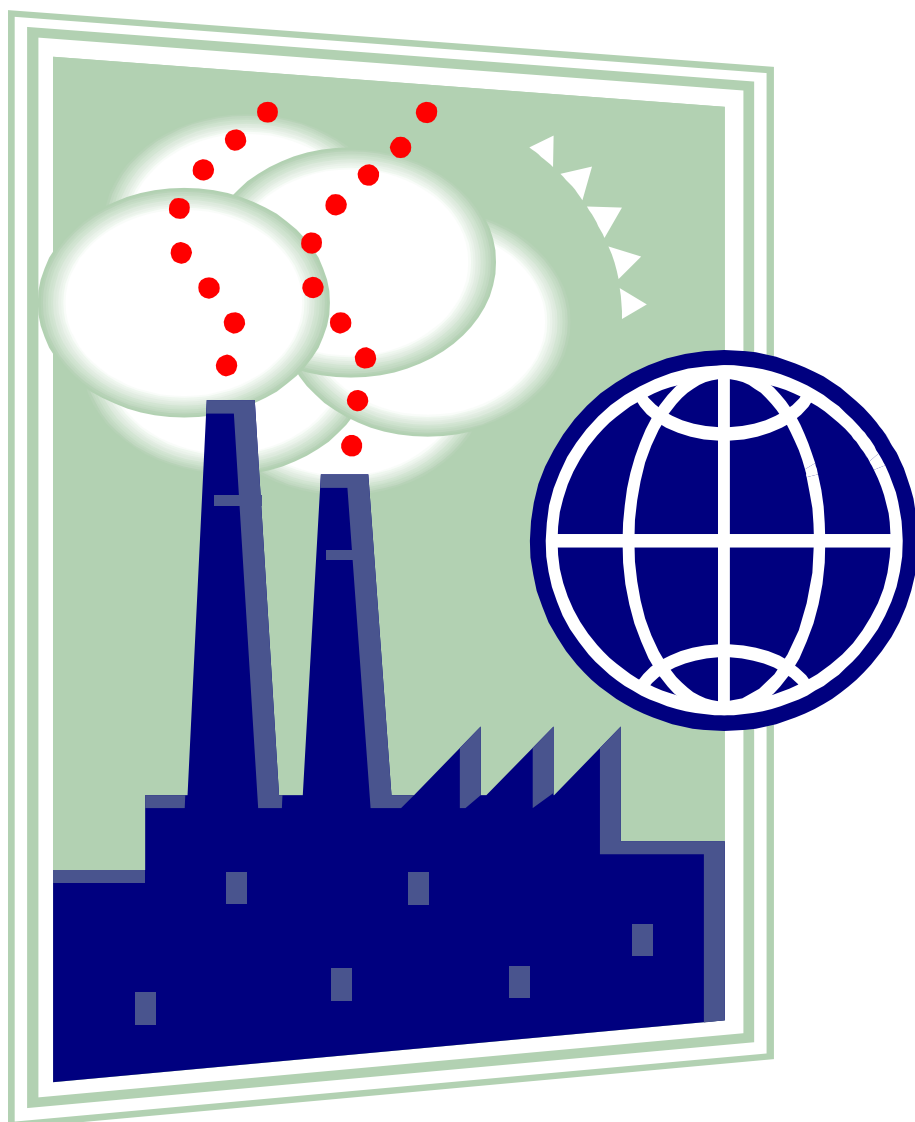


化学物質の適正管理のために

宮城県化学物質適正管理指針とその解説



平成20年3月
宮城県環境生活部環境対策課
(平成30年10月改正)
(令和5年4月改正)

■ 目次

第1部 化学物質の管理に関する規制等

1 P R T R 制度	1
--------------	---

第2部 宮城県化学物質適正管理指針

1 宮城県化学物質適正管理指針とは	2
2 対象物質	3
3 対象事業者	3
4 化学物質管理書の作成	4
5 化学物質管理書の記載事項	4
(1) 基本方針	
(2) 管理計画	
(3) 事業所内で取り扱う第一種化学物質等	
(4) 作業要領	
(5) 事故の未然防止対策及び事故発生時の措置	
(6) 管理組織	
(7) 教育、訓練	
(8) その他、事業者が必要と認める事項	

第3部 リスクコミュニケーションの実施に向けて

1 リスクコミュニケーションとは	15
2 リスクコミュニケーションの方法	17
3 リスクコミュニケーションの実施例	18

資料編

1 インターネットによる情報源	20
2 第一種指定化学物質リスト	21
3 指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び 第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針	37
4 宮城県化学物質適正管理指針	45
5 化学物質管理書(例)	52

■ 第1部 化学物質の管理に関する規制等

・ PRTR制度

私たちの身の回りには、金属や化学物質から作られたさまざまな製品があり、これらの製品やその原材料を作る際や使う際にも、さらにはそれらの製品が廃棄物になったものを処理する際にも、さまざまな化学物質が大気や水、土壌といった環境へ排出されています。

PRTR制度(Pollutant Release and Transfer Register: 化学物質 排出移動量届出制度)



PRTR制度は、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがある特定の化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

このPRTR制度の導入を柱の1つとした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）が平成13年4月から施行され、該当する事業所は化学物質の排出量・移動量を把握し、届出を行うことになっています。

国は、その届出データを集計するとともに、届出の対象とならない事業者や家庭、自動車などから環境中に排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表しています。

県も県内の事業者からの届出データをもとに業種別や市町村別など独自に集計し、公表しています。

化学物質管理指針



化管法第3条第1項の規定に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、指定化学物質等取扱事業者が化学物質の管理に関して一般的、業種横断的に講ずべきと考えられる事項が化学物質管理指針として定められています。指定化学物質等取扱事業者は、化学物質管理指針に留意して、事業所における指定化学物質等の取扱いの実態に即した方法により、指定化学物質等の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないこととされています。

■ 第2部 宮城県化学物質適正管理指針

・ 宮城県化学物質適正管理指針とは

化管法に基づく化学物質管理指針では、事業者は化学物質の適正管理に係る方針を設定するとともに、その達成時期・方策を定めた管理計画を策定し、実施にあたっては組織体制や作業要領を整備することとされています。

宮城県では、事業者が化学物質管理指針に基づいて行う自主的な管理の改善を促進するため、基本方針、管理計画等の策定に関するガイドラインとして**宮城県化学物質適正管理指針**を策定しました。また、宮城県化学物質適正管理指針を事業者により理解していただくために、本解説書を作成しました。本解説書には、宮城県化学物質適正管理指針で規定している化学物質管理書の作成に関する事項として、化学物質管理書に盛り込むべき具体的な内容やリスクコミュニケーションの実施手法について記載していますので、化学物質の自主的な管理の参考にしてください。

事業者は化管法以外にも関係する法令がある場合は、その関係法令等の適用を受けることになりますが、関係法令に定めのない項目については宮城県化学物質適正管理指針を参考にして、環境リスクの低減のための自主的な管理を実施してください。

化学物質管理



宮城県化学物質適正管理指針

化管法による化学物質管理指針

- 基本方針、基本計画
- 管理体制の整備
- 作業要領の策定
- 教育・訓練の実施
- 化学物質の管理に係る具体的目標及び方策

上記の事項のほか、以下の事項を追加しています。

- 化学物質管理書の策定
- 事故時の措置 等

※ISO14000 シリーズの認証取得等による環境管理システムを既に運用している場合には、県の指針に定める措置のうち、当該管理システムにより既に定めて実施している措置は、その指針に基づき実施することができます。

・ 対象物質

化管法に基づく化学物質管理指針では、人の健康を損なうおそれ（発がん性、変異原性、感作性など）又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれ（生態毒性）があるもので、環境中に存在すると考えられる量の違いによって区分された第一種指定化学物質（515種類）と第二種指定化学物質（134種類）を対象としています。宮城県化学物質適正管理指針では上記のうち**第一種指定化学物質**（宮城県化学物質適正管理指針では、「第一種化学物質」と略します。）を対象としています。

なお、第二種指定化学物質についても、第一種指定化学物質と同様に適切に管理することが望ましいと考えます。

✦ 第一種指定化学物質（515物質） （宮城県化学物質適正管理指針で対象とする物質）

次のいずれかの有害性の条件に当てはまり、かつ、環境中に広く継続的に存在するもの

- ◎人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ◎その物質自体は人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがなくても、環境中に排出された後で化学変化を起こし、容易に上記の有害な化学物質を生成するもの
- ◎オゾン層を破壊するおそれがあるもの

✦ 第二種指定化学物質（134物質）

第一種指定化学物質と同じ有害性の条件に当てはまり、製造量の増加等があった場合には、環境中に広く存在することとなると見込まれるもの

※第一種指定化学物質の物質名については、21 ページ以降をご覧ください。

・ 対象事業者

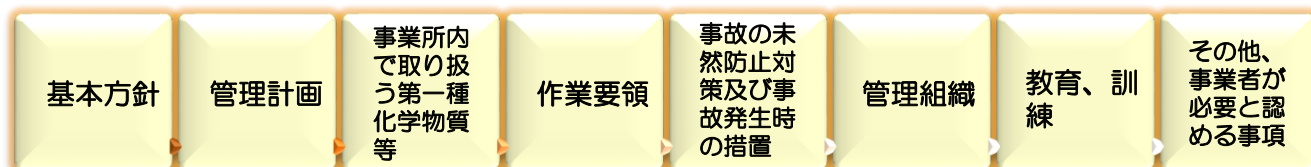
化管法に基づく化学物質管理指針では、業種や従業員規模などと無関係に、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の取扱いがあるすべての事業者には適用されますが、宮城県化学物質適正管理指針では化管法第5条に基づき、**第一種指定化学物質の排出量・移動量を把握し、主務大臣へ届出を行うこと**になっている**第一種指定化学物質等取扱事業者のうち、宮城県内に工場・事業場を有する者**（宮城県化学物質適正管理指針では、「事業者」と略します。）を対象としています。

✦ 対象事業者 （以下の3つの条件すべてに合致する事業者のうち宮城県内に工場・事業場を有する者）

- ◎対象業種が化管法施行令第3条に規定する24業種を営んでいる事業者
- ◎従業員数／常用雇用者 21人以上の事業者
- ◎第一種指定化学物質のいずれかを1年間に1トン以上（特定第一種指定化学物質については0.5トン以上）取り扱う事業所を有するなどの要件を満たす事業者又は特別要件施設（廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など）を有する事業者

・ 化学物質管理書の作成

対象事業者は、化学物質管理書に以下の項目を記載してください。各項目の具体的な記載内容については、本項以降を参考にしてください。



・ 化学物質管理書の記載事項

■ 基本方針

基本方針は、事業者としての行動の方向性を決定付けるものであり、第一種化学物質等の適正管理や管理の改善を図るための基本方針を従事者等すべての関係者に示し、事業所全体として取り組む方針を定めてください。



✚ 事業者は、方針を決定する際に、次の事項について確認してください。

- 事業所内での第一種化学物質等の取扱状況
- 取り扱う第一種化学物質の環境や人体に与える影響

✚ また、方針の策定にあたって考慮すべき内容は、以下のとおりです。

- 人の健康や環境に支障を及ぼす化学物質を取り扱っているという十分な認識があること
- 第一種化学物質等の管理の改善に対する考え方
- 地域住民等の理解が得られるよう努める姿勢
- 事業所全体としての取組みであること

○記載例

- (1) 化学物質の安全管理や環境保全に関する法令を遵守し、環境保全貢献します。
- (2) 環境影響を評価しながら、化学物質の排出・移動量の抑制を継続的に実施します。
- (3) 企業活動や化学物質等の管理状況について、地域住民・行政とのコミュニケーションを図ります。

■ 管理計画

第一種化学物質等の適正な管理のため、事業者は基本方針に基づいて具体的な目標や目標を達成する時期、とるべき具体的な行動を管理計画として定めてください。



✚ 事業者は、第一種化学物質による環境リスクを低減するための方策（具体的な目標、目標の達成時期、とるべき行動）を具体的に定めるために、以下の事項について確認してください。

- 事業所で取り扱う第一種化学物質等の環境リスク要因の把握
使用材料の受入れ、保管、使用、廃棄段階等の全工程で取り扱う第一種化学物質等の種類・量・濃度及び第一種指定化学物質の排出・移動先
- 特定された環境リスク要因の評価及び具体的な方策の検討
環境リスク要因の優先付けを行い、重要な管理ポイントや改善すべき課題を明確にする。
- 具体的目標と達成時期の設定
第一種化学物質等の使用方法、設備等の運転管理、設備の改善等について具体的な目標とその達成時期を設定する。

○記載例

項目	実施方法	初年次	2年次	3年次	対策の効果
使用の合理化	回収処理設備の設置	設備検討・設計	設備設置	設備稼働	化学物質〇〇の使用 ◇%抑制
設備の改善	工場床面の不浸透処理	α区画の被覆処理	β区画の被覆処理	γ区画の被覆処理	土壌への排出△%抑制
	排ガス・排水処理設備の設置	設備検討	設計	設備設置・稼働	大気・水質への排出 □%削減
日常管理業務	従事者の教育・訓練	全従業員対象	継続	継続	

■ 事業所内で取り扱う第一種化学物質等

管理計画を適切に実施するために、事業所内で取り扱っている第一種化学物質等を把握してください。



✚ 事業所で製造、使用、貯蔵・保管その他取り扱っている第一種化学物質等を把握するため、一覧表の作成や安全データシート（SDS）等の保存を行ってください。

➤ 一覧表の作成

第一種化学物質等の使用目的や取扱工程、取扱量等（製造量、使用量、貯蔵・保管量その他の取扱量）を確認し、記載する。

➤ 第一種化学物質等の情報把握

原材料等製品の製造元から SDS 等の提供を受けたり、関連文献、国等のデータベースから第一種化学物質等の性質等を把握し、資料の保存を行う。

➤ その他、化管法における政令番号や保管場所等、管理していく上で必要と思われる項目を記載してください。

○記載例

(1) 第一種化学物質等の取扱量等

事業所内で取り扱う第一種化学物質等の種類、使用目的、取扱工程、取扱量等は下記のとおりである。

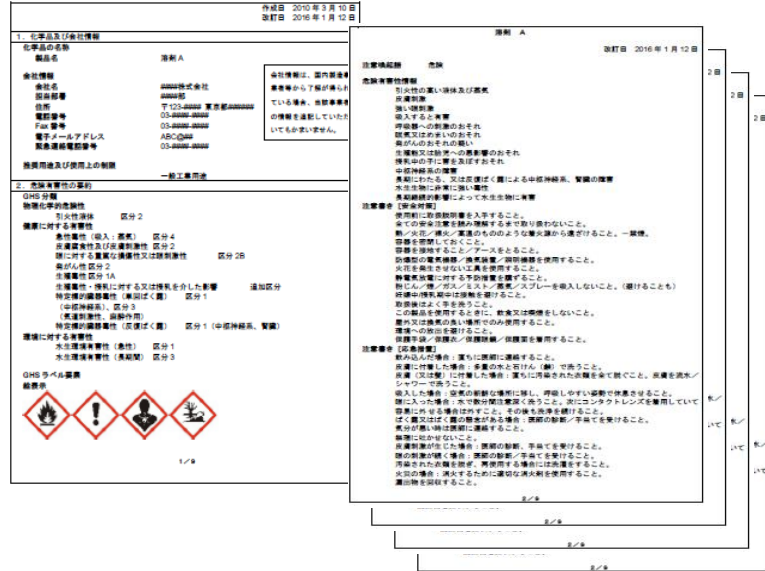
第一種化学物質等の種類と使用目的・取扱工程・取扱量等

〇〇年〇〇月〇〇日現在

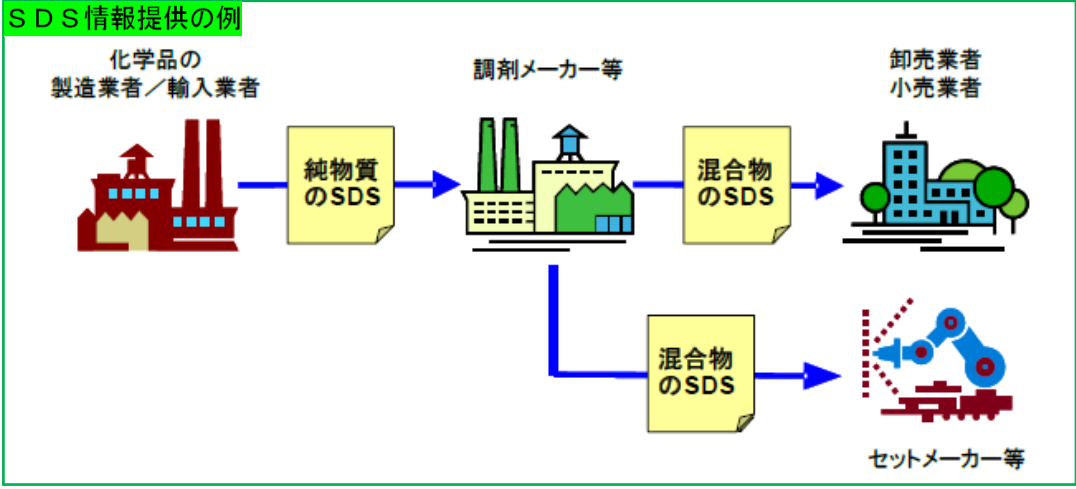
化学物質名	2-アミノエタノール	キシレン	トルエン
使用目的	製版、印刷、加工	溶剤成分、希釈液	希釈剤、溶剤成分
取扱工程	▽▽工程	◎◎工程	◇◇工程
使用量 (kg/年)	300	1500	2000
製造量 (kg/年)	0	0	0
購入元	○▽工業(株)	□○販売(株)	◎◇薬品(株)

(2) 第一種化学物質等の情報把握

事業所内で取り扱う第一種化学物質等の性状及び取扱方法等に関する情報 (SDS等) については、別紙のとおりである。



SDS (Safety Data Sheet) 制度



SDS 制度とは、化学物質の性状及び取扱いに関する情報を記載した安全データシートを当該化学物質の製造事業者等から川下のサプライチェーンに属する使用者へ伝達する制度です。

一般的に、SDS には下記の ytgV 事項が記載されています。化管法、労働安全衛生法及び毒物及び劇物取締法で指定されている化学物質については、SDS の提供が販売・譲渡元の事業者者に義務づけられています。提供されていない場合は、事業者者に連絡し、入手するようにしてください。

<SDSに記載する事項>

- 製品名、含有する対象化学物質の名称・種類、含有率（有効数字2桁）
- SDSを提供する事業者の名称、住所、担当者の連絡先
- 応急措置、火災時に必要な措置、労働者に対する暴露防止措置等
- 化学物質が漏出した際に必要な措置
- 取扱い上及び保管上の注意
- 物理的・化学的性状、安定性・反応性
- 有害性・環境影響及びその要約
- 廃棄上及び輸送上の注意
- 適用される法令
- 以上の他、SDSを提供する事業者が必要と認める事項

■ 作業要領

作業要領には、管理計画を実施するために必要な第一種化学物質等の管理に係る措置の内容を定めてください。



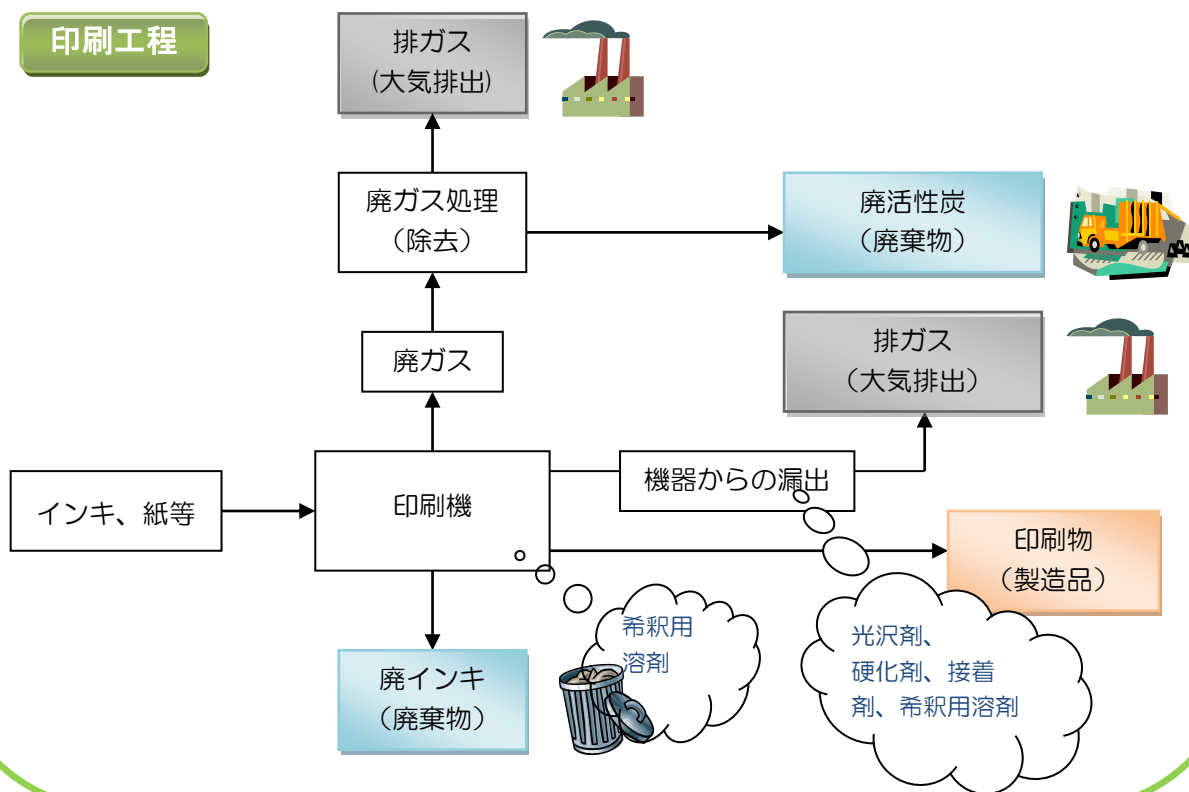
✚ 作業要領には第一種化学物質等を取り扱う工程のマニュアル、フロー図、第一種化学物質等の管理方法、取扱手順、注意点等の情報をまとめてください。

- 第一種化学物質等を取り扱う作業工程を確認し、フロー図等を作成して、各工程別に第一種化学物質等の取扱施設や排水、排ガスの排出場所及び廃棄物の発生箇所等を記載する。
- 各工程毎に作業上の注意点、点検・管理方法、異常時の連絡先等を整理し、作業要領としてまとめる。
- 作成担当者、承認者、策定・改訂履歴等を明確にし、社内規定として位置付ける。

○記載例

(1) 作業工程

第一種化学物質等を取り扱う工程のフロー図（印刷工程の概要）は下記のとおりである。（各工程の詳細については各事業所の実態に合わせて記載してください。）



(2) 作業要領

作業要領の例: 印刷作業要領

工場課

印刷作業要領		
作業の概要	作成: ○○年○○月○○日 改訂: ○○年○○月○○日	承認
作業名: 洗浄、印刷作業 溶剤を用い、版(シリンダー)に付着した汚れを除去する作業と印刷作業 作業人数 2人	使用溶剤 トルエン	
	保護具: 有機ガス用防毒マスク、保護手袋	
	不浸透性の保護衣	
	資格免許: 有機溶剤作業主任者	
作業手順	急所	急所の理由
1. 局所排気装置を点検稼働する。	(1) 吸引状況を確認する。	① 作業者の呼吸位置での確認 ② 設備作業前点検表
2. ウェスに溶剤をしみ込ませる、若しくは溶剤を手動ポンプにより送り込む。補給はパイプ先端部を液中に入れて行う。	(1) ウェスへ適量の溶剤をつける。	① ウェスから蒸発防止する。 ② 補給中の漏洩飛散を防止する。
3. ドラム缶は終了後直ちに密閉する。		① ドラム缶に蓋をすることにより、溶剤蒸発分の飛散を防止する。
4. 乾燥炉を点検する。	(1) 作業前点検を行うとともに作業中も随時点検する。 (2) 点検表に基づき点検する。	① 風量、温度が適正であること。
5. インキを投入する。	(1) 設定量確認 (2) インキ循環で適正量を確認する。	① インキパンに蓋をすることにより、溶剤蒸気の発散を防止する。
6. インキ液量調整、循環を確認する。	(1) 液量が規定レベルに(インキ槽基準)達しているか確認する。	① 過剰による漏洩や、不足を予防する。
7. 乾燥炉	(1) 温度、風量の確認 乾燥温度: **°C~**°C	① 乾燥不足による溶剤の充満など予防する。
8. 原反走行	(1) 目視	① 傷、損傷は無いか。
9. 治具の確認をする。 準備作業終了		
作業終了後 1. 仕上がり (1) 数量、歩留まり (2) 不良品と監視データの関連記録の確認 2. インキ槽及び周辺状況の確認 (1) 残量、粘度、周辺へのインキ飛散、汚れなど 3. 設備の終業点検 (1) 設備点検表 給気、排気装置、搬送機等の点検 (2) 排ガス処理装置 処理結果と計器の点検 4. 発生した廃棄物 (1) 類別に区分して A: 有価売却廃棄物 B: 焼却廃棄物 C: 処理委託廃棄物 D: 再利用 を記録 廃棄物置場へ		
<作業場の異常時の報告先> 1. 設定条件、作業に関して 技術スタッフ ○○○課 2. 機械、設備に関して 保全担当 ○○○課 3. 仕上がり品質に関して 品質管理担当 ○○○課 <緊急事態は緊急時対応マニュアルによる。>		

■ 事故の未然防止対策及び事故発生時の措置

第一種化学物質に係る事故の未然防止対策や発生した事故の被害拡大防止措置及び緊急連絡体制を定めてください。



- ✚ 事故とは、第一種化学物質等の取扱施設、設備の故障、破損その他により第一種化学物質等が水、土壌へ流出、浸透すること及び揮発、飛散により大気へ排出されることをいいます。
 - ✚ 事故の未然防止対策には、事業所で普段から注意しておくべき事項を記載してください。
 - ✚ 事故発生時の措置には、発生した事故の被害を最小限に食いどめるための応急措置の方法を明記してください。また、緊急時の連絡体制には、事業所内にとどまらず、関係機関（消防・警察・行政）、地域住民等への通報、連絡体制を明記してください。
- ※上記については指針に規定する事項の他、被害が大きくなる場合等は積極的にマスコミ等へ情報提供するなど、事業所内で必要とされる事項についても十分に検討し、記載してください。

○記載例

(1) 事故の未然防止対策

- 施設毎に機器誤動作防止のための注意事項を表示する。
- 異常状態が確認された場合には、関係者に状況、時期、措置、対策等の経過を周知する。
- 施設及び異常時警報装置の定期点検を行う。
- 緊急時対応マニュアルの作成及び定期的な更新を行う。

(2) 事故発生時等の被害拡大防止措置

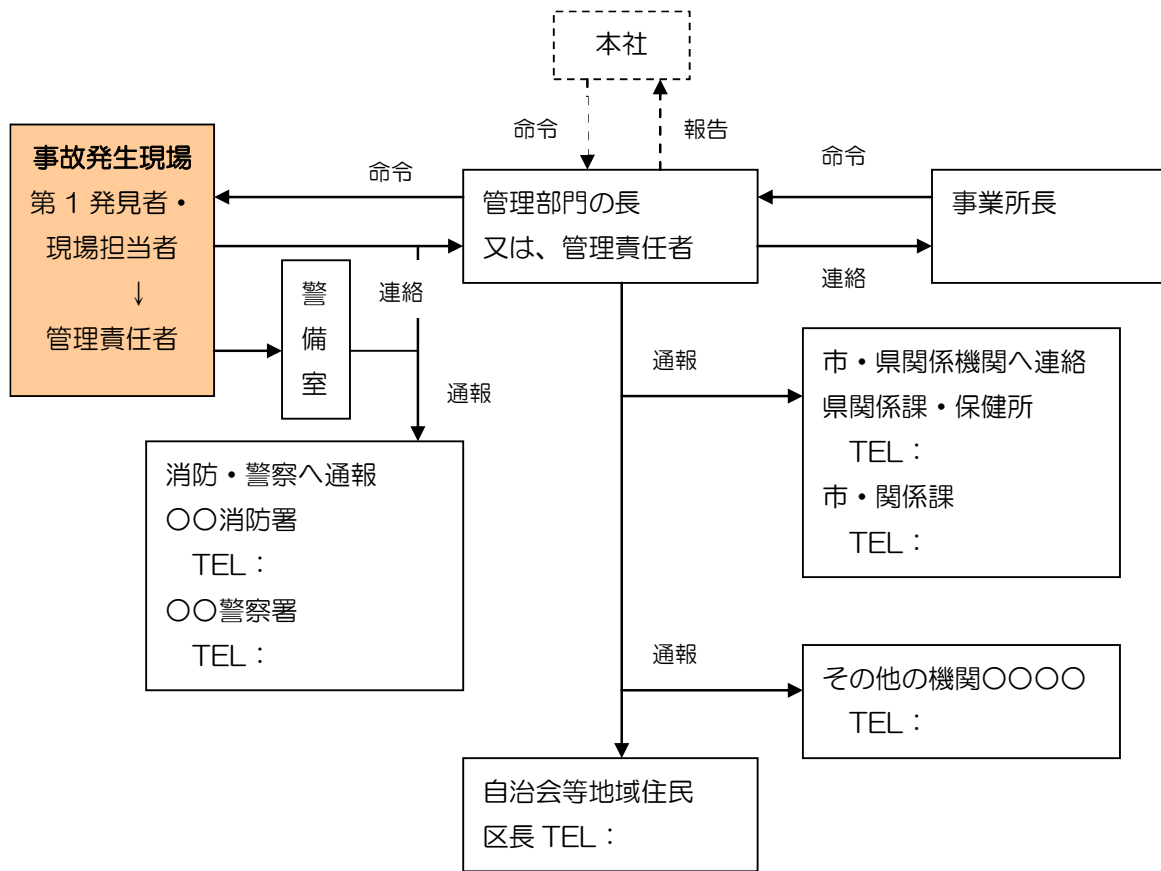
- 設備を緊急停止し、人員及び負傷者の有無の確認を行い、救助活動にあたる。
- 第一種化学物質の事業所外への漏洩確認と防止対策を行う。
- 現場責任者のもと、危機管理体制の整備を行う。
- 消防、警察、行政等の関係機関への通報及び地域住民への連絡を行う。
- 周辺環境の被害状況調査を行う。

(3) 緊急時の連絡体制・連絡内容

- 発生日時
- 事業所名、発生場所
- 発生施設
- 事故状況、被害状況
- 緊急措置実施状況
- 負傷者の有無



緊急連絡体制



■ 管理組織

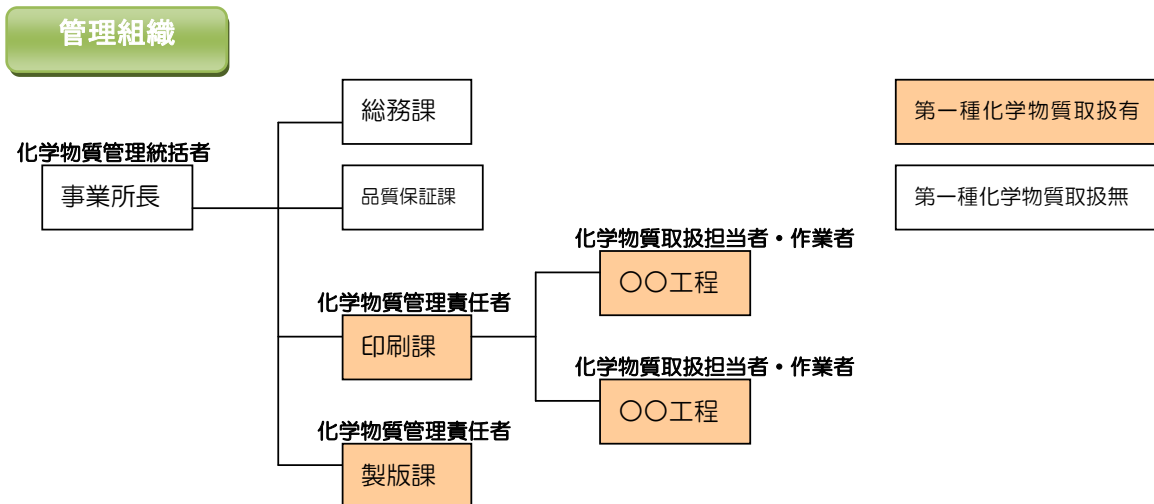
管理組織は、管理計画を実施するための人的資源を確保するものです。管理計画の実施に責任と権限を有する化学物質管理統括者、化学物質管理責任者等を任命し、これら管理統括者等による管理組織を整備してください。



また、下記に例示するように事業所の組織の実態に応じて、管理統括者等の責任と権限を明確に位置付けすることが重要です。

- ✦ 管理計画を円滑かつ着実に実行するため、第一種化学物質等の管理において統括的な責任と権限を付与したものと化学物質管理統括者、管理計画を着実に実施する責任と権限を付与したものと化学物質管理責任者及び第一種化学物質等の取扱いの実務を行う化学物質取扱担当者を選任してください。なお、それぞれの主な役割も明確にしてください。

○記載例



化学物質管理者等	職 氏名	主な責任と権限
化学物質管理統括者	事業 所長 〇〇	管理計画を策定し、必要な資源の配分等を決定する。管理計画の遂行に統括的な責任と権限を有し、管理責任者、取扱担当者を指揮し、事業所全部門における管理計画の実施を推進する。
化学物質管理責任者	課長 ◇◇	管理統括者の指揮の下、管理計画を遂行する実務に関する責任と権限を有し、各部門の進捗状況を点検し、評価を行い、実績報告書、改善すべき事項の提案書を作成する。
化学物質取扱担当者	主任 △△	化学物質等の取扱いに関する作業要領に基づいた化学物質等の取扱いの実務を行い、化学物質等の使用量等の操業結果等を記録する。

■ 教育、訓練

事業者は教育・訓練を通して、従事者等全ての関係者に対して基本方針や管理計画を、第一種化学物質等を取り扱う部署の従事者には作業要領の周知徹底を図ることが重要です。併せて、それらを遂行するために環境及び化学物質に関する知識・資質の向上を図ることが重要です。

実施した結果は記録し、保存してください。



✚ 第一種化学物質等の管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するために、課題の抽出、管理計画の推進、外部からの問い合わせへの対応等に関し、組織的な対応と同時に従業員一人一人がその責務を果たすため、教育・訓練を実施します。

- 教育・訓練の対象者、手段、従業員が習得すべき内容を明確にする。
- 年度ごとの教育・訓練計画を策定し、継続的に実施する。
- 教育した結果は、記録、保存して適時その効果进行评估し、教育計画へ反映させる。

○記載例

<実施計画 2008 年度>

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全管理委員会	○		○		○		○		○		○	
従事者講習会		○						○				
緊急時訓練			○						○			

従事者講習会の内容	対象者		
	○○課	△△課	全従事者 合同
1. 基本方針、管理・改善計画等に関わるもの 教育及び訓練年間計画書の周知	○	○	○
2. 取り扱う第一種化学物質の性状に関わるもの	○	○	○
3. 取り扱う第一種化学物質の危害防止に関わるもの	○	○	○
4. 管理の改善、排出・移動の減量化のための技術・手法 作業要領、資材・設備にかかわるもの	○	○	○
5. 事故等緊急時の訓練に関わるもの	○	○	○

■ その他、事業者が必要と認める事項

事業所ごとに、他に必要と思われる事項があれば追加してください。

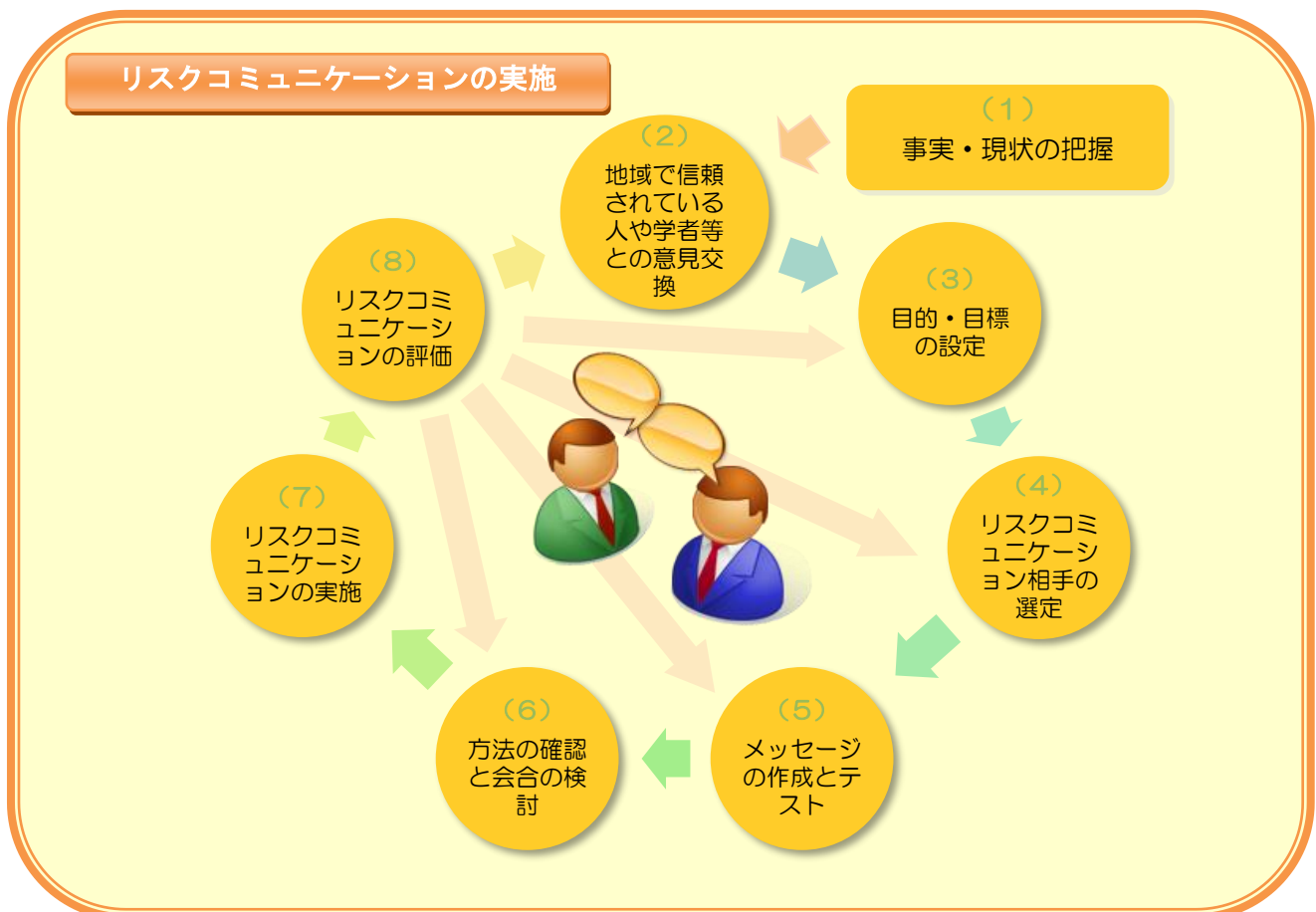
■ 第3部 リスクコミュニケーションの実施に向けて

・ リスクコミュニケーションとは

事業活動において化学物質による人や動植物への影響を把握するには、科学的な知見が必要です。第一種化学物質の取扱量等や性状等の情報から影響の度合いがわかったら、次は第一種化学物質の量が人や動植物に悪影響を及ぼすレベルにならないよう、適切に管理することが必要になります。

より合理的にリスクを管理し削減するためには、住民、事業者、行政が化学物質に関する情報を共有し、意見交換を通じて意思疎通を図ることが必要です。これを「リスクコミュニケーション」と呼んでいます。市民や事業者、行政がそれぞれ自分たちの都合だけを主張しては、化学物質による環境リスクを削減する取組がなかなか進みません。そこで、お互いの考えていることを理解しあい、力を合わせて取組を進めようとするものです。

安全など事業活動にかかわるリスクは、少ないことが望ましいのですが、リスクをゼロにすることはできません。このため、上手にリスクとつきあっていくことが重要になります。特に、多種多様な化学物質を扱っている事業者は、そうした化学物質の環境リスクを踏まえて適正な管理を行うことが重要です。そのためには事業者が地域住民や行政と化学物質に関する情報を共有し、リスクに関するリスクコミュニケーションを行うことが必要になってきます。



(1) 事実・現状の把握

- ・大気や排水、土壌・地下水へ排出している第一種化学物質の種類と物性、毒性に関する情報を収集する。
- ・第一種化学物質の環境中への排出量と濃度などの事実を把握する。
- ・地域住民の懸念事項は何か、懸念のレベルはどれくらいか把握する。

(2) 地域で信頼されている人や学者等との意見交換

- ・地域で信頼されている人や学者などと意見交換をして、(1)で把握した事実や懸念事項について、客観的に見直す。

(3) 目的・目標の設定

- ・リスクコミュニケーションの目的、目標を明確にして、内部の関係者で理解して共有しておくことが必要である。
- ・いつ、誰に対して、どのようなメッセージを伝えるか、その際、どの手法を用いるかを検討し、内部の役割分担とスケジュールを決める。

(4) リスクコミュニケーション相手の選定

- ・影響を与えられると思われるメッセージを伝えるべき相手や地域の範囲を慎重に決める。

(5) メッセージの作成とテスト

- ・伝えたい内容について、分かりやすいメッセージを作成する。
- ・事前に模擬的にテストを行って、メッセージを見直す。

(6) 方法の確認と会合の検討

- ・メッセージを伝える方法を確認する。
- ・会合を持つときは、日程、場所、時間を相手が参加しやすいように設定する。

(7) リスクコミュニケーションの実施

- ・円滑に会合を進めるためには、例えば、相手を対等なパートナーと認識する、冷静に対応する、ポイントとなるメッセージを繰り返すなどがある。

(8) リスクコミュニケーションの評価

- ・情報提供の後、地域住民に話を聞いたり、会合の後に参加者にアンケートを行い、評価し、リスクコミュニケーション全体を見直す。
- ・住民の意見がどのように活かされたか、住民にフィードバックする。

・ リスクコミュニケーションの方法

コミュニケーションの方法には地域の状況や事業者の態様に応じてさまざまなものがあります。「こうしなければならない」あるいは「こうすれば必ずうまくいく」という方法があるわけではありませんが、いずれの方法をとるにせよ、地域住民との信頼関係が築きあげられていることが、リスクコミュニケーションを円滑に進める前提となるのは間違いありません。

地域との信頼関係を築くには、事業者がきちんとした体制を整備して「情報公開の機会」と「地域の人の声を聴く機会」をつくり、日常的な取り組みを地道に続けていくことが肝心です。すでに実施されている方法として、例えば以下のようなものがあります。

その中で、リスクに関する情報を発信し、リスクを適正に管理するための取り組みを進めましょう。地域の事業所や近くの同業者とともに一体となって、地域全体のコミュニケーションをすすめる方法もあります。

- ・ 日常的な対話
- ・ 苦情への迅速な対応
- ・ 従事者の教育・訓練
- ・ 相談・苦情などの受付窓口の設置と明確化

日常的に住民と対話する用意



- ・ 化学物質の管理状況についての報告書
- ・ 環境報告書
- ・ ポスターやチラシ
- ・ ニュースリリース
- ・ 雑誌記事
- ・ インターネットによる情報提供

マスメディアや印刷物の活用



- ・ 周辺の清掃など地域への貢献活動
- ・ 地域防災活動への参加や支援
- ・ 地域教育活動の受入れや支援

地域活動に協働で取り組む



- ・ 夏祭りなどのイベント
- ・ スポーツ施設などの解放
- ・ 説明会の実施
- ・ 事業所見学会
- ・ 事業活動や環境汚染などに関する対話集会
- ・ 地域の事業所や同業者とともに実施する地域とのコミュニケーション

地域住民が参加しやすいイベントの開催



・ リスクコミュニケーションの実施例

説明会の実施例

● イベント当日のプログラム

- 13:30～ 開会・主催者あいさつ
- 13:35～ 事業所の概要説明 講演
- 13:45～ 参加者紹介
- 14:00～ 事業所(工場)紹介 講演、ビデオ上映など
- 14:30～ 施設(工場)見学
- 15:00～ 事業所の環境取組の説明 講演
- 15:30～ 参加者との質疑応答または意見交換会
- 16:30～ 閉会・主催者あいさつ



● イベント当日の環境取組の説明内容

< 環境取組に関するプレゼンテーション内容例（環境報告者やサイトレポートが土台です） >

- 事業所における主要製品と生産ライン、工程について
- 事業所の環境基本方針、環境管理体制とISO に基づく環境活動
- 環境関連法令紹介と遵守状況
- 環境管理目標
- 環境調和型製品の取組実績
- 廃棄物削減活動（ごみ減量・ゼロエミッション活動、分別の徹底・リサイクル）
- 省エネルギー活動、工場排水対策、（地下）水使用量削減
- 化学物質管理活動
- 化学物質管理状況、排出削減施策
- PRTR 対象物質等の使用化学物質種類、使用量、排出・移動量、排出削減量実績
- 化学物質の工場敷地境界の大気中濃度等モニタリング状況やシミュレーション結果
- 土壌・地下水汚染防止対策
- グリーン購入活動
- 緊急事態への対応・防災訓練活動・労働安全衛生活動
- 地域とのコミュニケーション実績 etc

（独）製品評価技術基盤機構では、種類や方法に関わらず、「地域住民などの関係者に対し、化学物質管理等を含む環境や安全に関して、情報公開や対話を行った事例」を、リスクコミュニケーション事例として紹介しています。また、リスクコミュニケーションに関する調査や報告等の資料も紹介していますので、これからリスクコミュニケーションを始める方は参考としてご覧ください。

参考：（独）製品評価技術基盤機構 リスクコミュニケーションの国内事例
<http://www.nite.go.jp/management/risk/kokunaijirei.html>

環境報告書の作成例

●環境報告書作成のポイント

<化学物質の排出>

- 物質の用途
- 使用する工程
- 排出する工程



<環境リスク低減への取組>

- 化学物質管理の体制、規定、仕組み
- (削減) 目標の設定、その内容
- 対策 (環境への影響の低い物質への代替、回収措置の導入等)
- 取組の成果 (排出量の減少、目標の達成状)
- 事故・緊急時の訓練

<リスクコミュニケーション>

- サイトレポートの発行
- 環境報告書の地域等での活用
- 印刷物としての環境情報の提供
- ホームページからの環境情報の提供
- 環境に関する対話、工場見学
- 環境・健康に関する問い合わせ窓口の連絡先

<企業の姿勢>

- 事業活動による環境への影響に対する認識
- 環境報告書の社内での活用
- 環境保全の取組と成果に対する自己評価
- 地域活動や消費活動等の声を経営等へどのようにフィードバックしたかという状況

<ネガティブ情報の公表>

- ネガティブ情報 (法令違反、事故、自主目標未達成等) の公表と原因、対策の明記

環境報告書とは、企業等の事業者が、経営責任者の緒言、環境保全に関する方針・目標・計画、環境マネジメントに関する状況 (環境マネジメントシステム、法規制遵守、環境保全技術開発等)、環境負荷の低減に向けた取組の状況 (CO₂排出量の削減、廃棄物の排出抑制等) 等について取りまとめ、一般に公表するものです。

環境報告書を作成・公表することにより、利害関係者による環境コミュニケーションが促進され、事業者の環境保全に向けた取組の自主的改善とともに、社会からの信頼を勝ち得ていくことに大いに役立つと考えられます。

参考：環境報告ガイドライン (2018年版)

<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-4.html>

■ 資料編

◆ インターネットによる情報源

(1) 宮城県環境生活部環境対策課環境影響評価班

<http://www.pref.miyagi.jp/site/prtr>

(2) PRTRに関する情報源

環境省 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html

(独)製品評価技術基盤機構 (化学物質管理センター)

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr_index.html

(3) 関連法規等に関する情報源

国の法令データ提供システム <https://elaws.e-gov.go.jp/>

(4) 化学物質の有害性データ、暴露データ

環境省 (環境リスク評価関連) <http://www.env.go.jp/chemi/risk/index.html>

環境省大気汚染物質広域監視システム (そらまめ君: 国立環境研究所)

<https://soramame.env.go.jp/>

国立医薬品食品衛生研究所 <http://www.nihs.go.jp/index-j.html>

(国研)国立環境研究所 <http://www.nies.go.jp/db/index.html>

(国研)国立環境研究所環境情報センター (環境数値データベース)

<http://www.nies.go.jp/igreen/index.html>

(国研)産業技術総合研究所 <https://www.aist.go.jp/>

(独)製品評価技術基盤機構 <http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

(一財)化学物質評価研究機構 <http://www.cerij.or.jp/>

(一社)日本化学物質安全・情報センター JETOC <http://www.jetoc.or.jp/>

(一社)日本化学工業協会 JCIA <https://www.nikkakyo.org/>

石油化学工業協会 JPCA <http://www.jpca.or.jp/index.html>

中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター <http://www.jaish.gr.jp/>

(5) その他

環境カウンセラー <https://edu.env.go.jp/counsel/>

(独)製品評価技術基盤機構 (化学物質のリスクコミュニケーション)

https://www.nite.go.jp/chem/management/rc_index.html

企業の環境報告書 <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-4.html>

◆ 第一種指定化学物質リスト

第一種指定化学物質リスト

管理番号*1	政令番号*2	物質名*3	特定第一種指定化学物質*4	元素等に換算する化学物質
1	1-001	亜鉛の水溶性化合物		亜鉛に換算
2	1-003	アクリルアミド		
3	1-004	アクリル酸エチル		
4	1-006	アクリル酸及びその水溶性塩		
5	1-007	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		
7	1-009	アクリル酸ブチル		
8	1-010	アクリル酸メチル		
9	1-011	アクリロニトリル		
10	1-012	アクロレイン		
12	1-017	アセトアルデヒド	●	
14	1-018	アセトンシアノヒドリン		
15	1-019	アセナフテン		
18	1-020	アニリン		
20	1-021	2-アミノエタノール		
21	1-022	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン		
22	1-023	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール		
23	1-025	パラ-アミノフェノール		
25	1-026	4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオ-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン		
27	1-027	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン		
28	1-028	アリルアルコール		
29	1-029	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン		
30	1-045	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		
31	1-048	アンチモン及びその化合物		アンチモンに換算
32	1-049	アントラセン		
33	1-051	石綿	●	
34	1-053	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート		
36	1-054	イソブレン		
37	1-055	4,4'-イソプロピリデンジフェノール		
40	1-059	イソプロピル=2-(4-メトキシフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート		
41	1-060	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド		
44	1-062	インジウム及びその化合物		インジウムに換算
46	1-064	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート		
47	1-068	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタートリル)=セカンダリーブチルホスホルアミドチオアート		
48	1-069	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート		
49	1-070	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン		
50	1-071	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート		
52	1-072	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[メチル(1-メチルチオエチリデン)アミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート		
53	1-073	エチルベンゼン		

管理番号*1	政令番号*2	物質名*3	特定第一種指定 化学物質*4	元素等に換算 する化学物質
54	1-074	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホ ノチオアート		
56	1-075	エチレンオキシド	●	
57	1-076	エチレングリコールモノエチルエーテル		
58	1-078	エチレングリコールモノメチルエーテル		
59	1-079	エチレンジアミン		
61	1-081	N, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン		
62	1-082	N, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN, N'-エチレンビス(ジ チオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物		
63	1-083	1, 1'-エチレン-2, 2'-ビピリジニウム=ジプロミド		
64	1-085	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエー テル		
65	1-086	エピクロロヒドリン		
66	1-087	1, 2-エポキシブタン		
68	1-088	1, 2-エポキシプロパン		
72	1-089	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)		
73	1-094	1-オクタノール		
74	1-043	パラ-アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)		
75	1-099	カドミウム及びその化合物	●	カドミウムに換算
78	1-101	2, 4-キシレノール		
79	1-102	2, 6-キシレノール		
80	1-103	キシレン		
81	1-104	キノリン		
82	1-105	銀及びその水溶性化合物		銀に換算
83	1-106	クメン		
84	1-107	グリオキサール		
85	1-109	グルタルアルデヒド		
86	1-110	クレゾール		
87	1-111	クロム及び三価クロム化合物		クロムに換算
88	1-112	六価クロム化合物	●	クロムに換算
89	1-113	クロロアニリン		
90	1-115	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン		
91	1-116	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)アミノ -2-メチルプロピオニトリル		
92	1-117	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル] ピラゾール-5-カルボキサミド		
93	1-118	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルア セトアニリド		
94	1-120	クロロエチレン	●	
95	1-121	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アル ファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラ-トルイジン		
96	1-122	1-[[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル -1, 3-ジオキソラン-2-イル]メチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール		
98	1-123	クロロ酢酸		
100	1-124	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド		
101	1-125	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド		
103	1-129	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン		

管理番号*1	政令番号*2	物質名*3	特定第一種指定 化学物質*4	元素等に換算 する化学物質
104	1-130	クロロジフルオロメタン		
105	1-137	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン		
106	1-138	クロロトリフルオロエタン		
108	1-139	(RS)-2-(4-クロロ-オルト-トリルオキシ)プロピオン酸		
113	1-140	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン		
115	1-144	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド		
117	1-145	(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール		
121	1-146	パラ-クロロフェノール		
123	1-147	3-クロロプロペン		
124	1-148	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)尿素		
125	1-149	クロロベンゼン		
126	1-150	クロロペンタフルオロエタン		
127	1-151	クロロホルム		
128	1-154	クロロメタン		
132	1-156	コバルト及びその化合物		コバルトに換算
133	1-157	酢酸2-エトキシエチル		
134	1-158	酢酸ビニル		
135	1-160	酢酸2-メトキシエチル		
141	1-162	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチル尿素		
143	1-163	4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル		
144	1-164	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)		シアンに換算
146	1-167	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート		
147	1-168	N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル		
148	1-169	N, N-ジエチル-3-(2, 4, 6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド		
149	1-171	四塩化炭素		
150	1-173	1, 4-ジオキサソ		
152	1-174	1, 3-ジカルバモイルチオ-2-(N, N-ジメチルアミノ)-プロパン		
153	1-175	シクロヘキサ-1-エン-1, 2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート		
154	1-178	シクロヘキシルアミン		
156	1-180	ジクロロアニリン		
157	1-181	1, 2-ジクロロエタン		
158	1-182	1, 1-ジクロロエチレン		
160	1-186	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	●	
161	1-187	ジクロロジフルオロメタン		
162	1-188	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド		
163	1-189	ジクロロテトラフルオロエタン		
164	1-190	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン		
168	1-194	3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド		
169	1-197	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素		

管理番号*1	政令番号*2	物質名*3	特定第一種指定 化学物質*4	元素等に換算 する化学物質
171	1-198	(2RS, 4RS) - 1 - [2 - (2, 4-ジクロロフェニル) - 4-プロピル-1, 3-ジオキソラン-2-イルメチル] - 1H-1, 2, 4-トリアゾール及び(2RS, 4SR) - 1 - [2 - (2, 4-ジクロロフェニル) - 4-プロピル-1, 3-ジオキソラン-2-イルメチル] - 1H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物		
172	1-199	3 - [1 - (3, 5-ジクロロフェニル) - 1-メチルエチル] - 3, 4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1, 3-オキサジン-4-オン		
174	1-200	3 - (3, 4-ジクロロフェニル) - 1-メトキシ-1-メチル尿素		
175	1-201	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸		
176	1-202	1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン		
177	1-204	ジクロロフルオロメタン		
178	1-206	1, 2-ジクロロプロパン	●	
179	1-207	1, 3-ジクロロプロペン		
181	1-208	ジクロロベンゼン		
182	1-209	2 - [4 - (2, 4-ジクロロベンゾイル) - 1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ] アセトフェノン		
183	1-210	4 - (2, 4-ジクロロベンゾイル) - 1, 3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート		
184	1-211	2, 6-ジクロロベンゾニトリル		
185	1-212	ジクロロペンタフルオロプロパン		
186	1-213	ジクロロメタン		
187	1-215	2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン		
188	1-216	N, N-ジシクロヘキシルアミン		
190	1-217	ジシクロペンタジエン		
191	1-218	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル		
195	1-219	ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル		
196	1-220	ジチオリン酸S-(2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O, O-ジメチル		
197	1-221	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル		
198	1-222	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル]		
199	1-226	ジナトリウム=2, 2'-ピニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート]		
200	1-227	ジニトロトルエン		
201	1-228	2, 4-ジニトロフェノール		
203	1-229	ジフェニルアミン		
206	1-231	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル		
207	1-232	2, 6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール		
209	1-236	ジプロモクロロメタン		
210	1-237	2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド		
211	1-238	ジプロモテトラフルオロエタン		
212	1-241	(RS) - O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート		
213	1-242	N, N-ジメチルアセトアミド		
217	1-243	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン		
218	1-245	ジメチルアミン		
219	1-250	ジメチルジスルフィド		

管理番号*1	政令番号*2	物質名*3	特定第一種指定化学物質*4	元素等に換算する化学物質
221	1-251	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート		
223	1-252	N, N-ジメチルドデシルアミン		
224	1-253	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド		
225	1-254	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート		
227	1-255	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド		
229	1-257	ジメチル=4, 4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)		
230	1-260	N-(1, 3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン		
232	1-264	N, N-ジメチルホルムアミド		
233	1-270	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル) チオ]-2-フェニル酢酸エチル		
236	1-271	3, 5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル		
237	1-272	水銀及びその化合物		水銀に換算
238	1-273	水素化テルフェニル		
240	1-275	スチレン		
242	1-277	セレン及びその化合物		セレンに換算
243	1-278	ダイオキシン類	●	
244	1-282	2-チオキソ-3, 5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1, 3, 5-チアジジン		
245	1-284	チオ尿素		
248	1-286	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)		
249	1-287	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)		
250	1-288	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)		
251	1-289	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)		
252	1-290	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)		
254	1-291	チオリン酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル		
255	1-295	デカプロモジフェニルエーテル		
257	1-034	アルカノール (炭素数が10のものに限る。)		
258	1-296	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3. 3. 1. 1 (3, 7)] デカン		
259	1-297	テトラエチルチウラムジスルフィド		
260	1-298	テトラクロロイソフタロニトリル		
261	1-299	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1 (3H)-オン		
262	1-301	テトラクロロエチレン		
265	1-303	テトラヒドロメチル無水フタル酸		
266	1-306	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート		
267	1-308	3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン		
268	1-309	テトラメチルチウラムジスルフィド		
270	1-312	テレフタル酸		
271	1-313	テレフタル酸ジメチル		
272	1-314	銅水溶性塩 (錯塩を除く。)		銅に換算
273	1-315	1-ドデカノール		
275	1-318	ドデシル硫酸ナトリウム		

管理番号*1	政令番号*2	物質名*3	特定第一種指定化学物質*4	元素等に換算する化学物質
277	1-321	トリエチルアミン		
279	1-323	1, 1, 1-トリクロロエタン		
280	1-324	1, 1, 2-トリクロロエタン		
281	1-325	トリクロロエチレン	●	
284	1-326	トリクロロトリフルオロエタン		
285	1-327	トリクロロニトロメタン		
286	1-328	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) オキシ酢酸		
287	1-329	2, 4, 6-トリクロロフェノール		
288	1-330	トリクロロフルオロメタン		
289	1-331	1, 2, 3-トリクロロプロパン		
290	1-332	トリクロロベンゼン		
292	1-335	トリブチルアミン		
293	1-336	アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラ-トルイジン		
298	1-345	トリレンジイソシアネート		
299	1-346	トルイジン	●	
300	1-347	トルエン		
302	1-352	ナフタレン		
308	1-354	ニッケル		
309	1-355	ニッケル化合物	●	ニッケルに換算
312	1-357	オルト-ニトロアニリン		
314	1-358	パラ-ニトロクロロベンゼン		
316	1-359	ニトロベンゼン		
317	1-360	ニトロメタン		
318	1-361	二硫化炭素		
319	1-362	1-ノナノール		
320	1-042	アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が9のものに限る。)		
321	1-363	バナジウム化合物		バナジウムに換算
323	1-367	2, 4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン		
325	1-369	ビス(8-キノリノラト)銅		
328	1-370	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛		
329	1-371	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)N, N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)		
331	1-377	S, S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート		
332	1-378	砒素及びその無機化合物	●	砒素に換算
333	1-379	ヒドラジン		
336	1-381	ヒドロキノン		
337	1-382	4-ビニル-1-シクロヘキセン		
340	1-383	ビフェニル		
341	1-384	ピペラジン		
342	1-386	ピリジン		
343	1-387	ピロカテコール		
346	1-388	2-フェニルフェノール		

管理番号*1	政令番号*2	物質名*3	特定第一種指定 化学物質*4	元素等に換算 する化学物質
347	1-389	N-フェニルマレイミド		
348	1-390	フェニレンジアミン		
349	1-391	フェノール		
350	1-392	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート		
351	1-393	1,3-ブタジエン	●	
354	1-395	フタル酸ジブチル		
355	1-396	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		
356	1-397	フタル酸ブチル=ベンジル		
357	1-399	2-ターシャリ-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン		
358	1-401	N-ターシャリ-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド		
360	1-402	N-[1-(N-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル		
361	1-403	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート		
362	1-404	1-ターシャリ-ブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素		
363	1-407	5-ターシャリ-ブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロピルフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン		
369	1-413	2-(4-ターシャリ-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット		
374	1-414	ふっ化水素及びその水溶性塩		ふっ素に換算
375	1-415	2-ブテナール		
376	1-417	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド		
378	1-419	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体		
380	1-420	プロモクロロジフルオロメタン		
381	1-423	プロモジクロロメタン		
382	1-424	プロモトリフルオロメタン		
383	1-425	5-プロモ-3-セカンダリ-ブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン		
384	1-427	1-プロモプロパン		
385	1-428	2-プロモプロパン	●	
386	1-429	プロモメタン		
388	1-430	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド		
389	1-431	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド		
390	1-434	ヘキサメチレンジアミン		
391	1-435	ヘキサメチレン=ジイソシアネート		
392	1-436	ヘキサン		
393	1-440	ベタナフトール		
394	1-444	ベリリウム及びその化合物	●	ベリリウムに換算
395	1-445	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩		
396	1-447	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)		
397	1-448	ベンジリジン=トリクロリド	●	
398	1-450	ベンジル=クロリド		
399	1-451	ベンズアルデヒド		

管理番号*1	政令番号*2	物質名*3	特定第一種指定 化学物質*4	元素等に換算 する化学物質
400	1-452	ベンゼン	●	
401	1-453	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物		
402	1-455	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド		
403	1-456	ベンゾフェノン		
404	1-457	ペンタクロロフェノール	●	
405	1-458	ほう素化合物		ほう素に換算
406	1-459	ポリ塩化ビフェニル	●	
407	1-460	ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		
408	1-461	ポリ(オキシエチレン) = アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)		
409	1-463	ポリ(オキシエチレン) = ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		
410	1-462	ポリ(オキシエチレン) = アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)		
411	1-464	ホルムアルデヒド	●	
412	1-465	マンガン及びその化合物		マンガンに換算
413	1-467	無水フタル酸		
415	1-468	メタクリル酸		
420	1-469	メタクリル酸メチル		
422	1-470	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン		
424	1-471	メチル=イソチオシアネート		
426	1-475	N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル		
427	1-476	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル		
428	1-477	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-ブチルフェニル		
431	1-478	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート		
433	1-479	N-メチルジチオカルバミン酸		
436	1-482	アルファ-メチルスチレン		
438	1-486	メチルナフタレン		
439	1-488	3-メチルピリジン		
442	1-493	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド		
443	1-494	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート		
444	1-495	メチル=(E)-メトキシイミノ-[2-[[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル]アセタート		
445	1-496	メチル=(E)-メトキシイミノ[2-(オルト-トリルオキシメチル)フェニル]アセタート		
446	1-497	4, 4'-メチレンジアニリン		
448	1-498	メチレンビス(4, 1-フェニレン) = ジイソシアネート		
449	1-502	3-メトキシカルボニルアミノフェニル = 3'-メチルカルバニラート		
450	1-503	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリ-ブチルフェニル		
453	1-505	モリブデン及びその化合物		モリブデンに換算
456	1-508	りん化アルミニウム		
457	1-510	りん酸ジメチル = 2, 2-ジクロロビニル		
458	1-511	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)		

管理番号*1	政令番号*2	物質名*3	特定第一種指定 化学物質*4	元素等に換算 する化学物質
459	1-512	りん酸トリス（２－クロロエチル）		
460	1-513	りん酸トリトリル		
461	1-514	りん酸トリフェニル		
462	1-515	りん酸トリブチル		
468	1-031	４－アリル－１，２－ジメトキシベンゼン		
477	1-093	４，４’－オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド		
490	1-193	２－〔４－（２，４－ジクロロメタートルオイル）－１，３－ジメチル－５－ピラゾリルオキシ〕－４－メチルアセトフェノン		
498	1-205	１，３－ジクロロ－２－プロパノール		
507	1-235	１，２－ジブromoエタン		
511	1-240	ジベンジルエーテル		
522	1-300	１，１，２，２－テトラクロロエタン		
528	1-337	トリブromoメタン		
530	1-351	ナトリウム＝１，１’－ビフェニル－２－オラート		
557	1-491	メチル＝ベンゾイミダゾール－２－イルカルバマート		
562	1-509	りん酸ジブチル＝フェニル		
563	1-002	亜鉛＝ビス（２－メチルプロパ－２－エノアート）		
564	1-005	アクリル酸２－エチルヘキシル		
565	1-008	アクリル酸重合物		
566	1-013	アジピン酸、（Ｎ－（２－アミノエチル）エタン－１，２－ジアミン又はＮ，Ｎ’－ビス（２－アミノエチル）エタン－１，２－ジアミン）と２－（クロロメチル）オキシランの重縮合物		
567	1-014	アジピン酸ジ－２－エチルヘキシル		
568	1-015	アセチルアセトン		
569	1-016	１－アセチル－１，２，３，４－テトラヒドロ－３－〔（３－ピリジルメチル）アミノ〕－６－〔１，２，２，２－テトラフルオロ－１－（トリフルオロメチル）エチル〕キナゾリン－２－オン		
570	1-024	オルト－アミノフェノール		
571	1-030	３－アリルオキシ－１，２－ベンゾイソチアゾール－１，１－ジオキシド		
572	1-032	アリル＝ヘキサノアート		
573	1-033	アリル＝ヘプタノアート		
574	1-035	〔（３－アルカンアミドプロピル）（ジメチル）アンモニオ〕アセタート（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が８、１０、１２、１４、１６又は１８のもの及びその混合物に限る。）及び（Ｚ）－〔〔３－（オクタデカ－９－エンアミド）プロピル〕（ジメチル）アンモニオ〕アセタート並びにこれらの混合物		
575	1-036	（３－アルカンアミドプロピル）（メチル）〔２－（アルカノイルオキシ）エチル〕アンモニウム＝クロリド（アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が１４、１６又は１８のもの及びその混合物に限る。）		
576	1-037	アルカン－１－アミン（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が８、１０、１２、１４、１６又は１８のもの及びその混合物に限る。）、（Ｚ）－オクタデカ－９－エン－１－アミン及び（９Ｚ，１２Ｚ）－オクタデカ－９，１２－ジエン－１－アミン並びにこれらの混合物		
577	1-038	アルカン－１－アミン（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が８、１０、１２、１４、１６又は１８のもの及びその混合物に限る。）のオキシラン重付加物、（Ｚ）－オクタデカ－９－エン－１－アミンのオキシラン重付加物及び（９Ｚ，１２Ｚ）－オクタデカ－９，１２－ジエン－１－アミンのオキシラン重付加物の混合物		

管理番号*1	政令番号*2	物質名*3	特定第一種指定 化学物質*4	元素等に換算 する化学物質
578	1-039	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) (アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)及びアルファ-アルケニル-オメガ-ヒドロキシポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) (アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)並びにこれらの混合物		
579	1-040	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ [オキシエタン-1, 2-ジイル/オキシ (メチルエタン-1, 2-ジイル)] (アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が9から11までのものの混合物 (当該アルキル基の炭素数が10のものを主成分とするものに限る。)に限る。)		
580	1-041	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)		
581	1-044	アルキル (ベンジル) (ジメチル) アンモニウムの塩 (アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。)		
582	1-046	アルミニウム=トリス (エチル=ホスホナート)		
583	1-047	安息香酸ベンジル		
584	1-050	アントラセン-9, 10-ジオン		
585	1-052	アルファ- (イソシアナトベンジル) -オメガ- (イソシアナトフェニル) ポリ [(イソシアナトフェニレン) メチレン]		
586	1-056	イソプロピル=3-クロロカルバニラート		
587	1-057	3- (4-イソプロピルフェニル) -2-メチルプロパナール		
588	1-058	4-イソプロピル-3-メチルフェノール		
589	1-061	1, 1'- (イミノジオクタメチレン) ジグアニジン=トリアセタート		
590	1-063	エチリデンノルボルネン		
591	1-065	エチルシクロヘキサン		
592	1-066	5-エチル-5, 8-ジヒドロ-8-オキソ- [1, 3] ジオキソロ [4, 5-g] キノリン-7-カルボン酸		
593	1-067	N-エチル-N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミニウムの塩		
594	1-077	エチレングリコールモノブチルエーテル		
595	1-080	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩		
596	1-084	(4-エトキシフェニル) [3- (4-フルオロ-3-フェノキシフェニル) プロピル] ジメチルシラン		
597	1-090	塩化直鎖パラフィン (炭素数が14から17までのもの及びその混合物に限る。)		
598	1-091	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩		
599	1-092	オキサシクロヘキサデカン-2-オン		
600	1-095	オクタプロモジフェニルエーテル		
601	1-096	オクタメチルシクロテトラシロキサン		
602	1-097	過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩		
603	1-098	過酢酸		
604	1-100	カリウム=ジエチルジチオカルバマート		
605	1-108	グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩		
606	1-114	1- (2-クロロイミダゾ [1, 2-a] ピリジン-3-イルスルホニル) -3- (4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル) 尿素		
607	1-119	2-クロロ-2'-エチル-N- [(1S) -2-メトキシ-1-メチルエチル] -6'-メチルアセトアニリド及び2-クロロ-2'-エチル-N- [(1R) -2-メトキシ-1-メチルエチル] -6'-メチルアセトアニリドの混合物 (2-クロロ-2'-エチル-N- [(1S) -2-メトキシ-1-メチルエチル] -6'-メチルアセトアニリドの含有率が80重量パーセント以上のものに限る。)		

管理番号*1	政令番号*2	物質名*3	特定第一種指定 化学物質*4	元素等に換算 する化学物質
608	1-126	3-(4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ-2-フルオロフェニル)-5-イン プロピリデン-1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン		
609	1-127	5-クロロ-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ)フェノール		
610	1-128	(RS)-5-クロロ-N-(1, 3-ジヒドロ-1, 1, 3-トリメチルイソベン ゾフラン-4-イル)-1, 3-ジメチル-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド		
611	1-131	3'-クロロ-4, 4'-ジメチル-1, 2, 3-チアジアゾール-5-カルボキサニド		
612	1-132	(RS)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メト キシ-1-メチルエチル)アセトアミド		
613	1-133	(S)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキ シ-1-メチルエチル)アセトアミド		
614	1-134	3-クロロ-N-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイル)-1- メチル-4-(5-メチル-5, 6-ジヒドロ-1, 4, 2-ジオキサジン-3-イ ル)ピラゾール-5-スルホンアミド		
615	1-135	3-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-N-ニト ロ-1, 3, 5-オキサジアザン-4-イミン		
616	1-136	(E)-1-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル- 2-ニトログアニジン		
617	1-141	トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセ トアミジン		
618	1-142	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデ ンアミン		
619	1-143	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1, 3-チアゾリジン-2-イリデ ンシアナミド		
620	1-152	2-[2-クロロ-4-メシル-3-[(テトラヒドロフラン-2-イルメトキシ) メチル]ベンゾイル]シクロヘキサン-1, 3-ジオン		
621	1-153	3-(2-クロロ-4-メシルベンゾイル)-4-フェニルスルファニルピシクロ [3, 2, 1]オクタ-3-エン-2-オン		
622	1-155	(E)-N-[2-クロロ-5-[1-(6-メチルピリジン-2-イルメトキシイ ミノ)エチル]ベンジル]カルバミン酸メチル		
623	1-159	酢酸ヘキシル		
624	1-161	サリチル酸メチル		
625	1-165	ジイソプロピルナフタレン		
626	1-166	ジエタノールアミン		
627	1-170	ジエチレングリコールモノブチルエーテル		
628	1-172	1, 4-ジオキサシクロヘプタデカン-5, 17-ジオン		
629	1-176	シクロヘキサン		
630	1-177	シクロヘキシリデン(フェニル)アセトニトリル		
631	1-179	シクロヘキセン		
632	1-183	1, 2-ジクロロエチレン		
633	1-184	4, 5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール-3(2H)-オン		
634	1-185	3, 4-ジクロロ-2'-シアノ-1, 2-チアゾール-5-カルボキサニド		
635	1-191	2', 4-ジクロロ-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-4'-ニトロ-メ タ-トルエンスルホンアニリド		
636	1-192	O-(2, 6-ジクロロ-パラ-トリル)=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート		
637	1-195	1-(2, 4-ジクロロフェニル)-N-(2, 4-ジフルオロフェニル)-N-イ ソプロピル-5-オキソ-4, 5-ジヒドロ-1H-1, 2, 4-トリアゾール-4 -カルボキサミド		
638	1-196	N-(3, 5-ジクロロフェニル)-1, 2-ジメチルシクロプロパン-1, 2-ジ カルボキシミド		
639	1-203	2, 3-ジクロロ-N-4-フルオロフェニルマレイミド		
640	1-214	2-(2, 4-ジクロロ-3-メチルフェノキシ)プロピオンアニリド		

管理番号*1	政令番号*2	物質名*3	特定第一種指定化学物質*4	元素等に換算する化学物質
641	1-223	(3 R, 4 S, 5 S, 6 R, 7 R, 9 R, 11 R, 12 R, 13 S, 14 R) - 4 - [(2, 6 - ジデオキシ - 3 - C - メチル - 3 - O - メチル - アルファ - L - リポヘキソピラノシル) オキシ] - 14 - エチル - 12, 13 - ジヒドロキシ - 7 - メトキシ - 3, 5, 7, 9, 11, 13 - ヘキサメチル - 6 - [[3, 4, 6 - トリデオキシ - 3 - (ジメチルアミノ) - ベータ - D - キシロ - ヘキソピラノシル] オキシ] オキサシクロテトラデカン - 2, 10 - ジオン		
642	1-224	ジデシル (ジメチル) アンモニウムの塩		
643	1-225	四ナトリウム = 5, 8 - ビス (カルボジチオアト) - 2, 5, 8, 11, 14 - ペンタアザベンタデカンビス (ジチオアト)		
644	1-230	5, 5 - ジフェニル - 2, 4 - イミダゾリジンジオン		
645	1-233	4 - (2, 2 - ジフルオロ - 1, 3 - ベンゾジオキソール - 4 - イル) - 1 H - ピロール - 3 - カルボニトリル		
646	1-234	N, N - ジプロピルチオカルバミン酸 = S - ベンジル		
647	1-239	2', 6' - ジプロモ - 2 - メチル - 4' - トリフルオロメトキシ - 4 - トリフルオロメチル - 1, 3 - チアゾール - 5 - カルボキサニリド		
648	1-244	(4 S, 4 a R, 5 S, 5 a R, 6 S, 12 a S) - 4 - (ジメチルアミノ) - 3, 5, 6, 10, 12, 12 a - ヘキサヒドロキシ - 6 - メチル - 1, 11 - ジオキソ - 1, 4, 4 a, 5, 5 a, 6, 11, 12 a - オクタヒドロテトラセン - 2 - カルボキサミド		
649	1-246	3 - (3, 3 - ジメチルウレイド) フェニル = ターシャリー プチルカルバマート		
650	1-247	(2 E) - 3, 7 - ジメチルオクタ - 2, 6 - ジエニル = アセタート		
651	1-248	N, N - ジメチルオクタデシルアミン		
652	1-249	3, 7 - ジメチルオクタン - 3 - オール		
653	1-256	ジメチル (1 - フェニルエチル) ベンゼン		
654	1-258	3, 3 - ジメチルプタン酸 = 3 - メシチル - 2 - オキソ - 1 - オキサスピロ [4, 4] ノナ - 3 - エン - 4 - イル		
655	1-259	(R S) - N - [2 - (1, 3 - ジメチルプチル) - 3 - チエニル] - 1 - メチル - 3 - (トリフルオロメチル) - 1 H - ピラゾール - 4 - カルボキサミド		
656	1-261	2' - [(R S) - 1, 3 - ジメチルプチル] - 5 - フルオロ - 1, 3 - ジメチルピラゾール - 4 - カルボキサニリド		
657	1-262	2, 2 - ジメチルプロパン酸 = (E) - 2 - (4 - ターシャリー プチルフェニル) - 2 - シアノ - 1 - (1, 3, 4 - トリメチルピラゾール - 5 - イル) ビニル		
658	1-263	N - (1, 2 - ジメチルプロピル) - N - エチルチオカルバミン酸 S - ベンジル		
659	1-265	2, 2 - ジメチル - 3 - メチリデンピシクロ [2, 2, 1] ヘプタン		
660	1-266	N' - [1, 1 - ジメチル - 2 - (メチルスルホニル) エチル] - 3 - ヨード - N - [2 - メチル - 4 - [1, 2, 2, 2 - テトラフルオロ - 1 - (トリフルオロメチル) エチル] フェニル] フタルアミド		
661	1-267	1, 2 - ジメトキシエタン		
662	1-268	アルファ - (4, 6 - ジメトキシ - 2 - ビリミジンカルバモイルスルファモイル) - オルト - トルイル酸メチル		
663	1-269	(R S) - 7 - (4, 6 - ジメトキシピリミジン - 2 - イルチオ) - 3 - メチル - 2 - ベンゾフラン - 1 (3 H) - オン		
664	1-274	有機スズ化合物 (ビス (トリプチルスズ) = オキシドを除く。)		スズに換算
665	1-276	セリウム及びその化合物		セリウムに換算
666	1-279	タリウム及びその化合物		タリウムに換算
667	1-280	炭化けい素		
668	1-281	炭酸リチウム		
669	1-283	チオシアン酸銅 (I)		
670	1-285	チオリン酸 O - 4 - シアノフェニル - O, O - ジメチル		

管理番号*1	政令番号*2	物質名*3	特定第一種指定 化学物質*4	元素等に換算 する化学物質
671	1-292	1, 1'- [(1R, 2R, 3S, 4R, 5R, 6S) - 4 - [[5-デオキシ-2-O - [2-デオキシ-2 - (メチルアミノ) - アルファー-L - グルコピラノシル] - 3 - C - ホルミル - アルファー-L - リキソフラノシル] オキシ] - 2, 5, 6 - トリヒドロキシシクロヘキサン - 1, 3 - ジイル] ジグアニジン		
672	1-293	(2R, 3aS, 5aR, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bR) - 2 - [(6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファー-L-マンノピラノシル) オキシ] - 13 - [[4 - (ジメチルアミノ) - 2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル] オキシ] - 9 - エチル - 14 - メチル - 2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-as-インダセノ [3, 2-d] オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン (別名スピノシンA) 及び (2S, 3aR, 5aS, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bS) - 2 - [(6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファー-L-マンノピラノシル) オキシ] - 13 - [[4 - (ジメチルアミノ) - 2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル] オキシ] - 9 - エチル - 4, 14-ジメチル - 2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-as-インダセノ [3, 2-d] オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン (別名スピノシンD) の混合物		
673	1-294	デカナール		
674	1-302	テトラヒドロフラン		
675	1-304	テトラフルオロエチレン		
676	1-305	2, 2, 3, 3-テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム		
677	1-307	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド		
678	1-310	1 - [(1R, 2R, 5S, 7R) - 2, 6, 6, 8-テトラメチルトリシクロ [5. 3. 1. 0 (1, 5)] ウンデカ-8-エン-9-イル] エタノン		
679	1-311	テルル及びその化合物		テルルに換算
680	1-316	ドデカン-1-チオール		
681	1-317	2 - (N-ドデシル-N, N-ジメチルアンモニオ) アセタート		
682	1-319	1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6-トリアミン		
683	1-320	トリイソプロパノールアミン		
684	1-322	トリオクチルアミン		
685	1-333	N - (トリクロロメチルチオ) - 1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド		
686	1-334	トリシクロ [5. 2. 1. 0 (2, 6)] デカ-4-エン-3-イル=プロピオナート		
687	1-338	トリメチルアミン		
688	1-339	トリメチル (オクタデシル) アンモニウムの塩		
689	1-340	(E) - 4 - (2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル) ブター-3-エン-2-オン		
690	1-341	N, N, N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩		
691	1-342	トリメチルベンゼン		
692	1-343	2, 4, 4-トリメチルペンタ-1-エン及び2, 4, 4-トリメチルペンタ-2-エンの混合物		
693	1-344	トリメトキシ - [3 - (オキシラン-2-イルメトキシ) プロビル] シラン		
694	1-348	ナトリウム=アルケンスルホナート (アルケンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。) 及びナトリウム=ヒドロキシアルケンスルホナート (アルケンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。) 並びにこれらの混合物		
695	1-349	ナトリウム=1-オキソ-1ラムダ (5) -ピリジン-2-チオラート		
696	1-350	ナトリウム= (ドデカノイルオキシ) ベンゼンスルホナート		

管理番号*1	政令番号*2	物質名*3	特定第一種指定 化学物質*4	元素等に換算 する化学物質
697	1-353	鉛及びその化合物	●	鉛に換算
698	1-356	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩		
699	1-364	パラホルムアルデヒド		
700	1-365	ビス(アルキル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が12、14、16、18又は20のもの及びその混合物に限る。)		
701	1-366	2,4-ビス(イソプロピルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン		
702	1-368	ビス(2-エチルヘキシル)=(Z)-ブタ-2-エンジオアート		
703	1-372	ビス(2-スルフィドピリジン-1-オラト)銅		
704	1-373	(T-4)-ビス[2-(チオキソ-カッパS)-ピリジン-1(2H)-オラト-カッパO]垂鉛(II)		
705	1-374	ビス(2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジル)=セバケート		
706	1-375	ビス(トリブチルスズ)=オキシド	●	
707	1-376	N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド及び(9Z,12Z)-N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9,12-ジエンアミド並びにこれらの混合物		
708	1-380	(1-ヒドロキシエタン-1,1-ジイル)ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩		
709	1-385	ピペロナール		
710	1-394	フタル酸ジオクチル		
711	1-398	2-ターシャリ-ブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン		
712	1-400	ターシャリ-ブチル=2-エチルペルオキシヘキサノアート		
713	1-405	2-ターシャリ-ブチルシクロヘキシル=アセタート		
714	1-406	4-ターシャリ-ブチルシクロヘキシル=アセタート		
715	1-408	1-(5-ターシャリ-ブチル-1,3,4-チアジアゾール-2-イル)-1,3-ジメチル尿素		
716	1-409	2-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)-2-シアノ-3-オキシ-3-(2-トリフルオロメチルフェニル)プロパン酸=2-メトキシエチル		
717	1-410	3-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)プロパナール		
718	1-411	3-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)-2-メチルプロパナール		
719	1-412	2-ターシャリ-ブチルフェノール		
720	1-416	2-ターシャリ-ブトキシエタノール		
721	1-418	フルフラール		
722	1-421	4-ブromo-2-(4-クロロフェニル)-1-エトキシメチル-5-(トリフルオロメチル)ピロール-3-カルボニトリル		
723	1-422	3-ブromo-N-[4-クロロ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド		
724	1-426	3-(3-ブromo-6-フルオロ-2-メチルインドール-1-イルスルホニル)-N,N-ジメチル-1,2,4-トリアゾール-1-スルホンアミド		
725	1-432	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリス(2-ヒドロキシエチル)-1,3,5-トリアジン		
726	1-433	4,6,6,7,8,8-ヘキサメチル-1,3,4,6,7,8-ヘキサヒドロシクロペンタ[g]イソクロメン		
727	1-437	ヘキサンジヒドラジド		
728	1-438	ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート		

管理番号*1	政令番号*2	物質名*3	特定第一種指定化学物質*4	元素等に換算する化学物質
729	1-439	1-ヘキセン		
730	1-441	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-2, 3-エポキシ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン		
731	1-442	ヘプタン		
732	1-443	5-ヘプチルオキシラン-2-オン		
733	1-446	ペルフルオロオクタタン酸(別名PFOA)及びその塩		
734	1-449	2-ベンジリデンオクタナール		
735	1-454	3-(1, 3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパナール		
736	1-466	無水酢酸		
737	1-472	メチルイソブチルケトン		
738	1-473	メチル=2-(3-オキソ-2-ベンチルシクロペンチル)アセタート		
739	1-474	2-[メチル-[(Z) -オクタデカ-9-エノイル] アミノ] 酢酸		
740	1-480	N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム		
741	1-481	N-メチルジデカン-1-イルアミン		
742	1-483	2-メチルチオ-4-エチルアミノ-6-(1, 2-ジメチルプロピルアミノ)-s-トリアジン		
743	1-484	メチル=ドデカノアート		
744	1-485	(E)-3-メチル-4-(2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン		
745	1-487	(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン		
746	1-489	N-メチル-2-ピロリドン		
747	1-490	2-メチルプロパン-2-チオール		
748	1-492	3-メチルペンタ-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクタ-1, 6-ジエンの反応生成物であって、1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン、1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン及び1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノンの混合物を80重量パーセント以上含有するもの		
749	1-499	3-メトキシアニリン		
750	1-500	(E)-2-メトキシイミノ-N-メチル-2-(2-フェノキシフェニル)アセトアミド		
751	1-501	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール		
752	1-504	1-メトキシ-2-(2-メトキシエトキシ)エタン		
753	1-506	硫化(2, 4, 4-トリメチルペンテン)		
754	1-507	硫酸ジメチル		

*1 今般の化管法の政令改正から、指定化学物質の政令番号の変更による事業者の負担を軽減するため、現行指定化学物質及び新規指定化学物質に、政令番号とは異なる管理番号が付与されている。

管理番号は、化管法の政令改正により今後指定化学物質が追加・削除されても、1指定化学物質に対応する固有の1番号となるもので原則維持される。P R T R制度においては、令和6年度の届出から、政令番号に代わって本管理番号が使用される予定であることに注意。

*2 政令番号とは、政令改正毎に指定化学物質に1から順番に番号をつけたもので、政令改正の前と後で同じ物質でも政令番号が変わる場合がある。

*3 「物質名」は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)別表1を基にした横書きの名称を記載しているが、これ以外の別名もあり得ることに注意。

*4 「特定第一種指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第4条で規定している「特定第一種指定化学物質」のこと。

- ◆ 指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針

○指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針

平成一二・三・三〇
環・通告一

改正 平成二四・四・二〇経・環告七 令和四・一一・四経・環告十

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第一項の規定に基づき、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針を定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

本指針は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置を定めるものである。

指定化学物質等取扱事業者は、化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守することはもとより、本指針に留意して、事業所における指定化学物質等の取扱い実態等に即した方法により、指定化学物質等の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

なお、本指針においては、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）の定義に従うほか、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質を「指定化学物質」というものとする。

第一 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項

一 化学物質の管理の体系化

(1) 化学物質管理の方針

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の管理の改善を図るための化学物質管理の方針（以下「方針」という。）を定めること。

(2) 管理計画の策定

指定化学物質等取扱事業者は、上記(1)により定めた方針に即して、指定化学物質等の管理の改善を図るために行うべき行動に係る具体的目標を設定するとともに、これを達成する時期及び具体的方策を定めた管理計画（以下「管理計画」という。）を策定すること。

(3) 管理計画の実施

ア 組織体制の整備

指定化学物質等取扱事業者は、管理計画を確実かつ円滑に実施するため、指定化学物質等を取り扱う事業所及び事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる事業所において、管理計画の実施に明確な責任を持ち、当該計画に盛り込まれた措置の実施の権限が与えられた責任者及び担当者を指名すること等により管理責任を明確化すること等により、環境安全部門、購買部門、製造部門等全ての関係する部門において計画に盛り込まれた措置が確実に実施される体制を整備すること。

イ 作業要領の策定

指定化学物質等取扱事業者は、管理計画を実施するために必要な指定化学物質等の管理に係る措置の内容を具体的に定めた作業要領（以下「作業要領」という。）を策定すること。

ウ 教育、訓練の実施

指定化学物質等取扱事業者は、化学物質の管理の改善を促

進し、環境の保全上の支障を未然に防止することの重要性を踏まえ、方針、管理計画及び作業要領を周知徹底するとともに、これらの確実かつ円滑な達成又は実施を確保するため、指定化学物質等を取り扱う者、指定化学物質を排出する工程に従事する者及び管理部門の従事者等全ての関係者に対して、その内容に係る教育、訓練を継続的に実施すること。

エ 他の事業者との連携

指定化学物質等取扱事業者は、他の指定化学物質等取扱事業者から、指定化学物質等の適切な取扱い等に関する情報の提供等の要請があつた場合には、適切な情報の提供等を行うよう努めること。

(4) 管理の状況の評価及び方針等の見直し

指定化学物質等取扱事業者は、方針、管理計画及び作業要領に照らして指定化学物質等の管理の状況についての評価を実施するための手順及び体制を確立するとともに、当該評価の結果を方針、管理計画及び作業要領並びに実施体制に反映させることにより、これらの継続的な見直しの実施に努めること。

(5) その他配慮すべき事項

ア 地方公共団体との連携

指定化学物質等取扱事業者は、事業所における指定化学物質等の管理の状況について、当該事業所の所在地を管轄する地方公共団体に適切な情報の提供を行うよう努めること。

イ 災害による被害の防止に係る平時からの取組

指定化学物質等取扱事業者は、災害発生時における指定化学物質等の漏えいを未然に防止するため、具体的な方策を検討し、平時から必要な措置を講ずること。

二 情報の収集、整理等

(1) 指定化学物質等の取扱量等の把握

指定化学物質等取扱事業者は、第一種指定化学物質の排出量

及び移動量を把握し、及び指定化学物質等の管理の改善に資するため、指定化学物質等の取扱量等（製造量、使用量、貯蔵・保管量等）並びに指定化学物質等を取り扱う施設及び設備の設置、運転等の状況を把握すること。

(2) 指定化学物質等及び管理技術等に関する情報の収集

指定化学物質等取扱事業者は、利用可能な文献、データベース等を活用することにより、自ら取り扱う指定化学物質等の性状及び取扱い並びにその管理の改善のための技術及び手法に関する情報の収集に努めること。また、当該情報を利用することにより、必要な管理対策を実施すること。

三 管理対策の実施

指定化学物質等取扱事業者は、上記二により把握、又は収集した情報に基づいて、取り扱う指定化学物質について、その有害性、物理的・化学的性状、排出量並びに排出ガス及び排出水中の濃度等を勘案しつつ適切な手法により、以下の管理対策の実施に取り組むこと。

(1) 設備点検等の実施

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を取り扱う場合には、作業要領に従って適正に作業を実施するとともに、指定化学物質等を取り扱う施設及び設備の損傷、腐食等による指定化学物質の漏えいの有無等について定期的に点検し、その結果異常が認められた場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講ずること。

(2) 指定化学物質を含有する廃棄物の管理

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質を含有する廃棄物の発生抑制等に努めるとともに、廃棄物が運搬されるまでの間は、適正に保管すること。また、当該廃棄物の処理を委託する場合にあっては、必要な情報を委託業者に提供すること。

(3) 設備の改善等による排出の抑制

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を取り扱う施設及び設備について、下記事項に留意しつつ、取り扱う指定化学物質等の性状及び事業所における取扱い実態に即して漏えい、揮発、浸透等に対する措置を講じることにより、指定化学物質の大气、水及び土壌への排出の抑制に努めること。

ア 水及び土壌への浸透等の防止構造

指定化学物質等の取扱いに係る施設の床面は、指定化学物質の水及び土壌への浸透を防止することができるよう、適切な不透性の材質とすること。また、必要に応じ指定化学物質の性状に応じた被覆処理を行う等の浸透防止措置を講ずること。さらに、取り扱う指定化学物質等の量及び態様に応じて、施設の周囲に防液堤、側溝を設置すること等により、指定化学物質の水及び土壌への流出を防止するための適切な措置を講ずること。

イ 大气への揮発等による排出の抑制構造

揮発性の高い指定化学物質等の取扱いにおいて、揮発又は飛散により指定化学物質が大气へ排出されるおそれがある場合には、設備等の密閉構造化等により指定化学物質の大气への排出を抑制するための適切な措置を講ずること。

ウ 排ガス処理設備又は排水処理設備の設置

燃焼、揮発等により指定化学物質が大气へ排出され、又は排水等に含まれて水等へ排出される場合には、その排出量、濃度等の状況に応じ、必要に応じて排ガス処理設備又は排水処理設備を設置するよう努めること。

エ 指定化学物質等の取扱いに係る施設及び設備の維持及び管理

指定化学物質等の取扱いに係る施設及び設備（配管等を含む。）は、地上に設置する等、その維持及び管理が容易に実施できる構造とすること。

(4) 主たる工程に応じた対策の実施

指定化学物質等取扱事業者は、次に示す主たる工程ごとの対応事項に留意しつつ、事業所における取扱い工程を見直し、(1)から(3)までに掲げる対策その他の指定化学物質の排出の抑制に必要な対策の実施に努めること。

ア 貯蔵（入出荷、移送、分配を含む。）工程

指定化学物質を含む原燃料、製品等の貯蔵、移送又は分配を行う場合においては、貯蔵施設、移送設備等からの漏えい、飛散、揮発等による指定化学物質の環境への排出を抑制するため、貯蔵タンク等の施設及び設備の密閉化、物質の入出荷ロスの防止その他の必要な措置を講ずること。

特に、揮発性が高い物質を取り扱う場合には、還流装置（ベーパーリターンライン）の設置、浮屋根式構造を有する貯蔵設備の設置その他の必要な措置を講ずること。

イ 製造（反応、混合、熱処理等）工程

反応、混合、熱処理等の工程において、指定化学物質又は指定化学物質を含む原材料及び製品を取り扱う場合には、反応槽、混合槽等の装置からの揮発又は漏えい、排水に含まれる排出、バルブやフランジ等からの漏えい等による指定化学物質の環境への排出を抑制するため、反応装置等の密閉構造化、排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。

ウ 機械加工工程

切削、研磨、粉碎、押し出し等の作業を行う場合においては、指定化学物質を含む原材料からの発じん、潤滑油、切削油剤等の漏えい、揮発等による指定化学物質の環境への排出を抑制するため、集じん装置等の設置、潤滑部の密閉化その他の必要な措置を講ずること。

エ 脱脂工程及び洗浄工程

製品の脱脂又は洗浄の作業を行う場合には、指定化学物質を含む脱脂剤又は洗浄剤からの揮発等による大気への排出、水溶性溶剤を含む排水による水への排出を抑制するため、脱脂装置又は洗浄装置の密閉構造化、洗浄槽における適正な温度管理、十分な液切りの実施等の作業方法の改善その他の必要な措置を講ずること。

オ 塗装工程、印刷工程及び接着工程

塗装、印刷、接着等（以下「塗装等」という。）の作業を行う場合においては、指定化学物質を含む溶剤、顔料等からの揮発又は飛散による大気への排出、排水に含まれての水への排出等を抑制するため、塗装等に用いる設備等の密閉構造化、乾燥装置の適切な温度管理、排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。

カ メッキ工程

金属表面のメッキ処理等の作業を行う場合には、メッキ液からの揮発又はメッキ液のミスト（霧状の微小な液滴）の飛散による指定化学物質の大気への排出、メッキ液を含む排水による水への排出等を抑制するため、洗浄集じん装置又は排水処理装置の設置、メッキ装置の材質の改善その他の必要な措置を講ずること。

キ 染色工程及び漂白工程

製品の染色、漂白等の作業を行う場合には、指定化学物質を含む染料、漂白剤又は溶剤からの揮発による大気への排出、排水に含まれての水への排出を抑制するため、染色装置、漂白装置等の密閉構造化、排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。

ク 殺菌工程及び消毒工程

食器、器具等の殺菌、消毒等の作業を行う場合においては、揮発性の高い指定化学物質を含む消毒剤、防腐剤、殺菌

剤等からの揮発による大気への排出、排水に含まれての水への排出を抑制するため、殺菌設備、消毒設備等の密閉構造化、排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。

ケ その他の溶剤使用工程

アからクまでに掲げる工程以外の工程において揮発性又は水溶性の高い指定化学物質を含む溶剤等を使用する作業を行う場合は、溶剤使用装置、乾燥装置等の設備の密閉構造化、乾燥装置等の適正な温度管理、排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。

コ その他の燃焼工程

アからクまでに掲げる工程以外の物の燃焼を伴う工程においては、非意図的に生成する指定化学物質の大気への排出を抑制するため、燃焼温度の管理、二次燃焼装置、排ガス冷却装置等の設置その他の必要な措置を講ずること。

第二 指定化学物質等の製造の過程における回収、再利用その他の指定化学物質等の使用の合理化に関する事項

一 化学物質の管理の体系化、情報の収集、整理等

指定化学物質等取扱事業者は、第一の一「化学物質の管理の体系化」及び第一の二「情報の収集、整理等」については、指定化学物質等の使用の合理化対策も含めて実施すること。その際、指定化学物質等を可能な限り有効に用いるため、回収率の向上、再利用の徹底等を図るとともに、屋外において指定化学物質等を使用する場合のような指定化学物質の回収等が難しい使用については、使用量の管理の徹底を図ること等により指定化学物質等の使用の合理化を図ることに留意すること。

二 化学物質の使用の合理化対策

指定化学物質等取扱事業者は、第一の二「情報の収集、整理等」により把握、又は収集した情報に基づいて、取り扱う指定化

学物質について、その有害性、物理的・化学的性状、排出量並びに排出ガス及び排出水中の濃度等を勘案しつつ適切な手法により、以下の使用の合理化対策の実施に取り組むこと。

(1) 工程の見直し等による使用の合理化

指定化学物質等取扱事業者は、下記事項に留意しつつ、事業所における取扱い実態に即した措置を講じることにより、指定化学物質等の使用の合理化対策の実施に努めること。

ア 製品等の歩留まりの向上

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を含有する原材料又は製品の歩留まりの向上による指定化学物質等の使用の合理化を図るため、工程の見直しその他の必要な措置を講ずること。

イ 代替物質の使用及び代替技術の導入

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の使用の合理化に資する代替物質の使用及び物理的手法等の代替技術の導入を図ること。

ウ 回収及び再利用の促進

指定化学物質等取扱事業者は、排出量、濃度等の状況に応じた適切な構造及び処理能力を有する回収設備の設置その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

(2) 主たる工程に応じた対策の実施

指定化学物質等取扱事業者は、次に示す主たる工程ごとの対応事項に留意して、(1)に掲げる対策その他の指定化学物質等の使用の合理化に必要な対策の実施に努めること。

ア 貯蔵（入出荷、移送、分配を含む。）工程

固定屋根式タンクから排出される指定化学物質を含む蒸気、還流装置から回収される指定化学物質を含む蒸気等の冷却・凝縮による回収、吸収液及び吸着液の蒸留等による再生

その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

イ 製造（反応、混合、熱処理等）工程

製品の製造における反応器、蒸留装置、燃焼器等の温度、圧力、滞留時間、還流比等の反応条件及び燃焼条件の最適化その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質を含む原材料、燃料等の使用の合理化を図ること。また、反応槽等から排出される指定化学物質を含む蒸気等の冷却・凝縮による回収、吸収液及び吸着液の蒸留等による再生その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

ウ 機械加工工程

設計又は作業の適正化その他の必要な措置を講ずることにより、切削屑等の発生を抑制し、指定化学物質を含む原材料、切削油剤等の使用の合理化を図ること。また、切削屑等に付着した切削油剤等については、遠心分離器等の設置その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

エ 脱脂工程及び洗浄工程

洗浄の多段化、物理的方法の併用その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質を含む洗浄剤、溶剤等の使用の合理化を図ること。また、洗浄後の指定化学物質を含む廃溶剤等については、溶剤蒸留回収装置を用いる方法、指定化学物質の冷却・凝集を行う方法（以下「冷却凝集法」という。）、活性炭を利用して指定化学物質を吸着し、これを冷却等により液化する方法（以下「活性炭吸着法」という。）等による溶剤回収型排ガス処理装置の設置その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

オ 塗装工程、印刷工程及び接着工程

塗着又は塗装の効率のより高い塗装方法の採用、塗膜厚の管理等の作業方法の改善その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質を含む塗料等の使用の合理化を図ること。また、冷却凝縮法、活性炭吸着法等による溶剤回収型排ガス処理装置の設置その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

カ メッキ工程

液切り手法の最適化その他の必要な措置を講ずることにより、被メッキ物とともに持ち出されるメッキ液量を抑制し、指定化学物質を含むメッキ液の使用の合理化を図ること。また、持ち出されたメッキ液、メッキ後の水洗排水等に含まれる金属イオン等については、回収槽の設置、電解回収、イオン交換樹脂その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

キ 染色工程及び漂白工程

染色剤及び漂白剤の循環利用、酸素漂白等の指定化学物質等の使用がより少ない染色手法及び漂白手法の利用その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質を含む染色剤、漂白剤等の使用の合理化を図ること。また、使用後の漂白剤、染色剤等は、回収型排ガス・排水処理装置等の設置その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

ク 殺菌工程及び消毒工程

殺菌剤及び消毒剤の循環利用、加熱殺菌等の指定化学物質等の使用が少ない代替殺菌技術の利用その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質を含む殺菌剤、消毒剤等の使用の合理化を図ること。

ケ その他の溶剤使用工程

アからクまでに掲げる工程以外の工程においては、作業方法の改善その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質を含む溶剤等の使用の合理化を図ること。また、冷却凝集法、活性炭吸着法等による溶剤回収型排ガス処理装置の設置その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

第三 指定化学物質等の管理の方法及び使用の合理化並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解の増進に関する事項

(1) 体制の整備

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の管理活動に対する国民の理解を深めるため、必要な情報を自ら適切に提供するための窓口を明確化する等、その体制を整備すること。

(2) 情報の提供等

指定化学物質等取扱事業者は、第一種指定化学物質の排出状況を含め、事業活動の内容、指定化学物質等の事業所内における管理の状況等に関し、報告書の作成及び配布、説明会の実施等による事業所周辺の住民等への情報の提供等に努めることにより、国民の理解の増進を図ること。

(3) 国民の理解の増進のための人材の育成

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を取り扱う従業員に対して、指定化学物質等の管理の状況等に関する国民の理解を深めることの必要性について周知するとともに、国民への情報の提供、国民の意識の理解等を円滑に行うための手法等に関する教育及び訓練を実施すること。

第四 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項

(1) 体制の整備等

指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条に基づき提供される指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の効率的な活用を

図るため、データベースの構築その他の適切な情報提供手段を講ずるとともに、当該指定化学物質等を取り扱う全ての関係者に対し、その周知徹底を図ること。

(2) 情報の活用

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を活用し、事業所からの指定化学物質の排出状況の把握その他第一から第三までに規定する事項の適切な実施を図ること。また、指定化学物質等取扱事業者は、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」に基づく日本工業規格Z7252及びZ7253に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めること。

◆ 宮城県化学物質適正管理指針

宮城県化学物質適正管理指針

平成 20 年 3 月 28 日作成

平成 30 年 10 月 26 日改正

令和 5 年 4 月 3 日改正

第 1 目的

本指針は、事業者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号。以下「法」という。）に基づき、自主的な管理の改善の促進を行うに当たり、化学物質を適正に管理するために取り組むべき内容を定めるものである。

事業者は、化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守するとともに、本指針に留意して化学物質を適正に管理することにより環境汚染を未然に防止し、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ること及び化学物質の管理の状況に関する県民の理解を深めるよう努めるものとする。

第 2 対象物質等

本指針において対象とする物質は、法第 2 条第 2 項に規定する第一種指定化学物質（以下「第一種化学物質」という。）とする。

なお、本指針においては、上記に定めるもののほかは、法において使用する用語の例によるほか、法第 2 条第 5 項第 1 号に規定する第一種指定化学物質等を「第一種化学物質等」というものとする。

第 3 対象事業者

本指針において対象とする事業者は、法第 2 条第 5 項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者のうち、宮城県内に事業所を有する者（以下「事業者」という。）とする。

第 4 化学物質の適正管理

1 化学物質の管理の体系化

(1) 基本方針の策定

事業者は、事業所における第一種化学物質等の管理に関して、環境汚染、事故を未然に防止し、良好な地域環境の確保を図るにあたっての具体的な基本方針を策定するものとする。

(2) 管理計画の策定

事業者は、基本方針に即して、第一種化学物質等の適正な管理及び管理の改善を図るために行うべき行動について具体的な目標を設定するとともに、これを達成する時

期及び具体的方策を定めた管理計画を策定するものとする。

(3) 管理計画の実施

事業者は、管理計画を確実にかつ円滑に実施するために第一種化学物質等の管理に係る措置の内容を定めた管理書（以下「化学物質管理書」という。）を作成し、化学物質管理書に基づいて管理計画に盛り込まれた措置を確実に実施するものとする。

(4) 管理の状況の評価及び基本方針等の見直し

事業者は、基本方針、管理計画及び化学物質管理書に照らして第一種化学物質等の管理の状況について定期的に評価を行い、当該評価の結果を基本方針、管理計画及び化学物質管理書並びに実施体制に反映させることにより、これらの継続的な見直しの実施に努めるものとする。

(5) その他配慮すべき事項

イ 地方公共団体との連携

事業者は、事業所における第一種化学物質等の管理の状況について、当該事業所の所在地を管轄する地方公共団体に適切な情報の提供を行うよう努めること。

ロ 災害による被害の防止に係る平時からの取組

事業者は、災害発生時における第一種化学物質等の漏洩を未然に防止するため、具体的な方策を検討し、平時から必要な措置を講ずること。

2 化学物質の適正管理のための情報の収集、整理等

(1) 取扱状況の把握

事業者は、製造、使用、貯蔵・保管その他取り扱っている第一種化学物質等の種類を把握し、次により整理するものとする。

イ 使用目的

第一種化学物質等ごとに、その使用目的を明らかにし、原材料用、洗浄用その他の使用目的別に分類すること。

ロ 情報把握

第一種化学物質等について、安全データシート（SDS）、関連文献、国等のデータベース等に基づき、性状、取扱方法、関係法令等に関する情報を把握すること。

ハ 取扱量等の把握

第一種化学物質の排出量及び移動量を把握し、その管理の改善に資するため、第一種化学物質等の取扱量等（製造量、使用量、貯蔵・保管量その他の取扱量）を把握し、記録を保管すること。

(2) 取扱工程における排出の可能性の把握

事業者は、第一種化学物質等の使用、製造及び貯蔵・保管その他に係る工程を調査

し、各工程における第一種化学物質の環境への排出の可能性を把握するものとする。
(3) 新規取扱第一種化学物質等の事前評価

事業者は、新たに取り扱う第一種化学物質等について、事前にその有害性、危険性等の評価を行うための必要な情報を収集し、当該情報を利用することにより、適正管理が行えるか検討するものとする。

3 化学物質の管理対策の実施

(1) 設備の改善

事業者は、上記2により把握又は収集した情報に基づいて、取り扱う第一種化学物質の環境への排出量を抑制するために、必要に応じ次の措置を行うものとする。

- イ 第一種化学物質の水及び土壌への浸透を防止するための床面の処理
- ロ 第一種化学物質の揮発及び飛散を抑制する設備の設置
- ハ 排ガス処理設備及び排水処理設備の設置
- ニ 第一種化学物質を回収し、再利用する設備の設置
- ホ 第一種化学物質の事業所外への流出を防止するための設備の設置

(2) 設備点検の実施

事業者は、第一種化学物質等を取り扱う施設及び設備の破損、腐食による第一種化学物質の外部への流出の有無等について定期的に点検し、その結果、異常が認められた場合は、速やかに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 第一種化学物質を含む廃棄物の管理

事業者は、第一種化学物質を含む廃棄物の発生の抑制に努め、廃棄する場合にあっては、その中に含まれる第一種化学物質の毒性、性状を把握した上で適正な処理を行うものとする。

(4) 排出状況の監視

事業者は、関係法令に基づき監視項目、監視箇所、測定方法、測定頻度、測定結果の記録方法等を定め、排出ガス、排出水等の定期的な自主測定に努めること等により第一種化学物質の排出状況の監視を行い、その記録を関係法令の定めるところにより保管するものとする。

4 化学物質の使用の合理化に関する取組み

(1) 環境への排出量の削減

事業者は、第一種化学物質の環境への排出を削減するため、次の措置を講ずることにより第一種化学物質等の使用の合理化に取り組むものとする。

- イ 取扱工程の見直し、回収・再利用の徹底等による第一種化学物質等の使用量及び第一種化学物質の移動量の削減
- ロ 排出を防止する設備の改善等による第一種化学物質の環境への排出量の削減

(2) 有害性の少ない代替物質への転換

事業者は、第一種化学物質による環境リスクの低減、作業環境の改善及び事故の発生の防止を図るため、すでに取り扱っている第一種化学物質等について有害性、危険性等についての再評価を行い、必要に応じて現在使用している第一種化学物質等から有害性の少ない化学物質等への代替に努めるものとする。

5 事故時の措置

(1) 事故の未然防止対策

事業者は、取扱施設、設備（以下「施設等」という。）の故障、破損その他による第一種化学物質等に係る事故の未然防止を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- イ 施設等は、事故の発生及び被害の拡大防止に配慮した立地及び配置に努めるとともに、耐震性、防火性等について災害に強いものとするよう努めること。
- ロ 施設等の構造は、亀裂等の異常を容易に点検できるものとする。
- ハ 施設等の保守点検を定期的実施すること。
- ニ 貯蔵施設は、その貯蔵状況を容易に点検できるような設備を設けるとともに、貯蔵施設からの流出を防止するための防液堤等を設けること。
- ホ バルブ類等は、誤作動防止のための適切な表示その他必要な措置を行うこと。
- ヘ 事故に備えて、定期的な訓練を実施すること。
- ト 事故による環境への被害拡大防止のために必要な薬剤、資材、機材を準備すること。

(2) 事故発生時の緊急連絡体制の整備

事業者は、施設等の故障、破損その他による第一種化学物質等に係る事故が発生した場合に備えて、第一種化学物質等を取り扱う事業所ごとに次の緊急連絡体制を整備し、従事者に周知するものとする。

- イ 事故発生時の事業所内における緊急連絡体制及び指揮命令系統
- ロ 事故発生時の関係機関への通報体制及び近隣の居住者等への連絡体制

(3) 事故発生時の措置

事業者は、施設等の故障、破損その他による第一種化学物質等に係る事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、次に定める措置を講ずるものとする。

- イ 直ちに応急の措置を講じ、かつその事故等を速やかに復旧するとともに、二次被害の発生防止に努めること。
- ロ 事業者は、当該事故により、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その事故の状況を関係機関に通報すること。
- ハ 事業者は、近隣の居住者等の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに近隣の居住者等に連絡し、必要に応じて避難誘導等を行うとともに、応急措置の完了後講じた措置の概要を速やかに説明すること。

(4) 事故の検証

事業者は、発生した事故に対して未然防止対策、緊急連絡体制及び措置の内容が対応できているかどうかについて検証を行い、当該検証の結果を管理計画等に反映させることにより、これらの継続的な見直しの実施に努めるものとする。

6 管理組織体制の整備

事業者は、第一種化学物質等を取り扱う事業所ごとに、第一種化学物質等の適正管理に係る組織の整備をするものとする。

(1) 管理組織の設置

事業者は、次のとおり管理組織を設置するものとする。

イ 第一種化学物質等に係る適正管理の責任者として化学物質管理統括者、化学物質管理責任者及び化学物質取扱担当者（以下「管理統括者等」という。）を選任する。

ロ 製造部門、環境安全部門、購買部門等全ての部門において管理計画に盛り込まれた措置が確実に実施される体制を整備する。

(2) 管理組織の業務内容

管理統括者等は、定期的に会議等を開催し、管理計画の確実な実施が図られているかどうかについて評価を行い、事業者に報告するほか、次の事項について企画・立案を行い、その内容を事業者に提言するものとする。

イ 基本方針及び管理計画の策定に関すること。

ロ 化学物質管理書の作成に関すること。

ハ 環境への排出の削減に係る取組みの推進に関すること。

ニ 新規取扱第一種化学物質等の事前評価及び有害性の少ない化学物質等への代替の際の安全性の評価等に関すること。

ホ 事故の未然防止対策及び事故発生時の措置に関すること。

ヘ 第一種化学物質等の取扱いに関する従業員の教育・訓練に関すること。

(3) 適正管理のための教育・訓練

事業者は、管理統括者等から提言のあった基本方針、管理計画及び化学物質管理書を周知徹底するとともにこれらの確実かつ円滑な達成又は実施を確保するため、従事者等全ての関係者に対して、その内容に係る教育及び訓練を計画的かつ継続的に実施するものとする。

(4) 関連企業に対する支援

事業者は、関連企業に対して、第一種化学物質等の性状、管理手法等に関する適正な情報の提供等必要な支援に努めるものとする。

第5 リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションとは、地域コミュニティを構成する関係者（県民・行政・企業等）がコミュニケーション（対話）を通じて、リスクに関する情報を信頼関係の中で共有し、リスクを低減していく試みのことである。

事業者は、第一種化学物質による環境リスクに関する正確な情報を県民、行政、企業等と共有し、相互に意思疎通を図るため、次に定める事項に取り組むものとする。

（1）体制の整備

事業者は、第一種化学物質等の取扱いに対する県民等の理解を深めるため、必要な情報を自ら適切に提供するための窓口を明確にすること等、その体制を整備するものとする。

（2）情報の提供等

事業者は、事業活動の内容、第一種化学物質等の管理の状況等に関して、環境報告書等の作成及び配布、ホームページへの掲載、説明会等によりリスクコミュニケーションを実施し、県民等の理解の増進を図るものとする。

（3）県民の理解を増進するための人材の育成

事業者は、従事者に対して、第一種化学物質等の管理の状況等に対する県民等の理解を深めることの必要性について周知させるとともに、県民等への情報の提供や理解の増進を円滑に行うため、従事者に必要な教育及び訓練を実施することにより、人材の育成を図るものとする。

第6 化学物質管理書の記載事項

化学物質管理書に記載する事項は、次の（1）から（8）とし、理解しやすい内容にするとともに、必要に応じて随時見直しを行うこと。

- （1）基本方針
- （2）管理計画
- （3）事業所内で取り扱う第一種化学物質等
- （4）作業要領
- （5）事故の未然防止対策及び事故発生時の措置
- （6）管理組織
- （7）教育、訓練
- （8）その他、事業者が必要と認める事項

第7 第二種指定化学物質等の管理に関する事項

法第2条第3項に規定する第二種指定化学物質については、本指針においては対象外物質であるが、法第2条第6項に規定する第二種指定化学物質等においても本指針に基づき、第一種化学物質等と同様に適切に管理することが望ましい。

宮城○△□印刷株式会社

化学物質管理書（例）

2008年度

基本方針

- 1 化学物質の安全管理や環境保全に関する法令を順守し、環境保全に貢献します。
- 2 環境影響を評価しながら、化学物質の排出・移動量の抑制を継続的に実施します。
- 3 企業活動や化学物質等の管理状況について、地域住民・行政とのコミュニケーションを図ります。

管理計画

基本方針に基づき、事業所からの第一種化学物質の排出・移動量の抑制に努めるため、以下のとおり管理計画を定めます。

項目	実施方法	2008	2009	2010	対策の効果
使用の合理化	回収処理設備の設置	設備検討・設計	設備設置	設備稼働	化学物質〇▽の使用〇%抑制
設備の改善	排ガス・排水処理設備の設置	設備検討	設計	設備設置・稼働	大気・水質への排出〇%削減
日常管理業務	従業員の教育・訓練	全従業員対象	継続	継続	
リスクコミュニケーション	環境報告書、地域説明会の実施	環境報告書の作成・公表	継続 地域説明会の実施	継続	



事業所内で取り扱う第一種化学物質等

- 1 事業所内で取り扱う第一種化学物質等の種類、使用目的、取扱工程、取扱量等は別紙(1)、(2)のとおりである。
- 2 各第一種化学物質等の性状及び取扱方法に関する情報 (SDS 等) については、別紙(3)のとおりである。

(別紙1)

第一種化学物質等の種類と使用目的・取扱工程・取扱量等

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

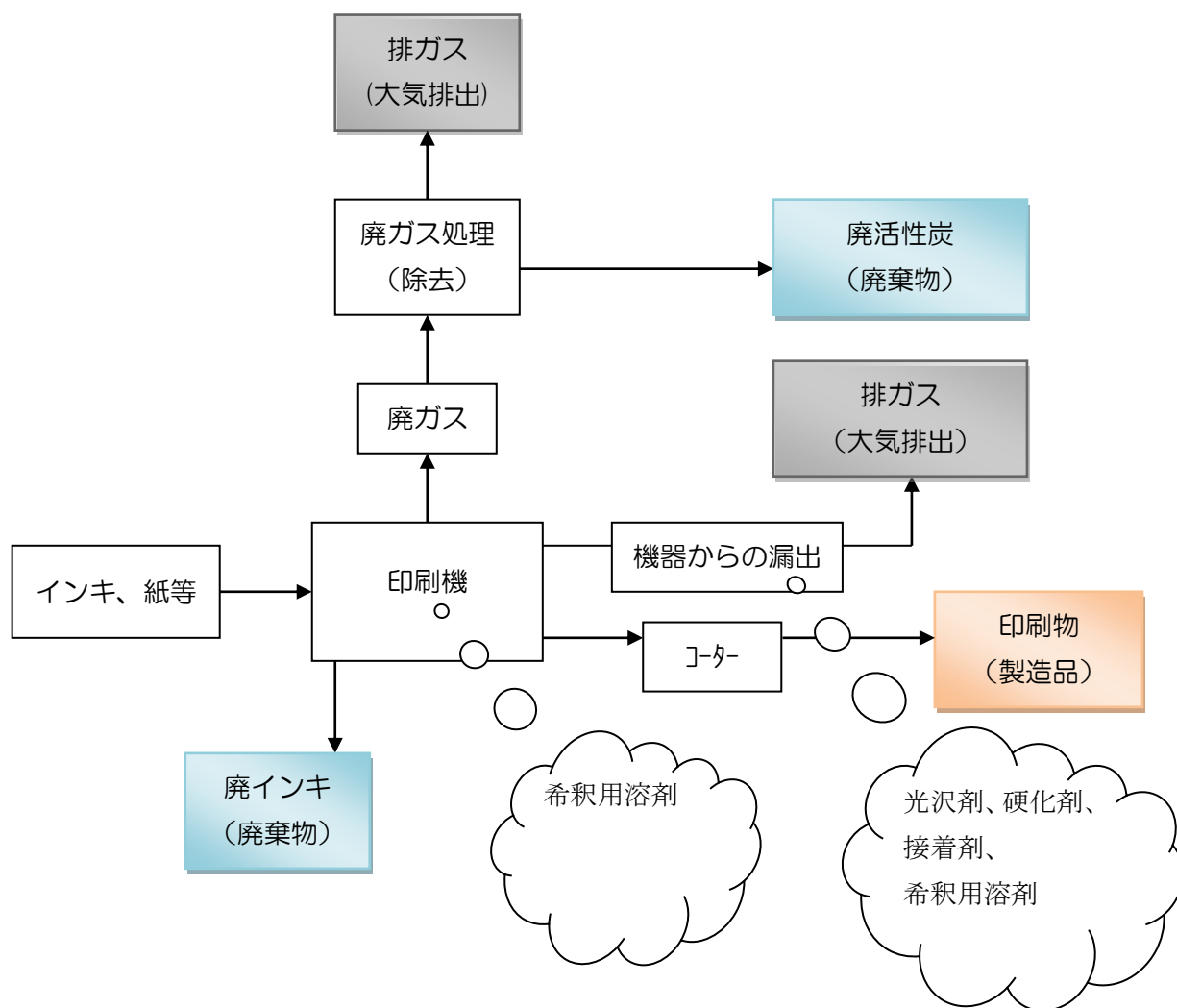
化管法番号	化学物質名	使用目的	取扱工程	使用量 (k g)	製造量 (k g)	購入元
80	キシレン	溶剤成分、希 积液	◇◇工程	〇〇〇	△△△	□□□
186	ジクロロメ タン	洗浄剤	◇◇工程	〇〇〇	△△△	□□□
300	トルエン	溶剤成分、希 积液	◇◇工程	〇〇〇	△△△	□□□
355	フタル酸ピ ス(2-エチ ルヘキシル)	製版、印刷、 加工	◇◇工程	〇〇〇	△△△	□□□
20	2-アミノ エタノール	製版、印刷、 加工	◇◇工程	〇〇〇	△△△	□□□
37	ビスフェノ ールA	製版、印刷、 加工	◇◇工程	〇〇〇	△△△	□□□
53	エチルベン ゼン	製版、印刷、 加工	◇◇工程	〇〇〇	△△△	□□□
82	銀およびそ の水溶性化 合物	製版、印刷、 加工	◇◇工程	〇〇〇	△△△	□□□
134	酢酸ビニル	製版、印刷、 加工	◇◇工程	〇〇〇	△△△	□□□
232	N,N-ジメチ ルホルムア ミド	製版、印刷、 加工	◇◇工程	〇〇〇	△△△	□□□

(別紙2)

第一種化学物質等の取扱工程

(各事業所の実態に併せて、詳細な工程図を作成してください。)

印刷工程



化管法に基づく SDS 作成例 (溶剤 A | トルエン/エチルベンゼンの混合物)

作成日 2010年3月10日
改訂日 2016年1月12日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称
製品名 溶剤 A

会社情報
会社名 #####株式会社
担当部署 #####部
住所 〒123-#### 東京都#####
電話番号 03-#### ####
Fax 番号 03-#### ####
電子メールアドレス ABC@##
緊急連絡電話番号 03-#### ####

会社情報は、国内製造事業者等から了解が得られている場合、当該事業者の情報を追記していただいてもかまいません。

推奨用途及び使用上の制限
一般工業用途

2. 危険有害性の要約

GHS 分類
物理化学的危険性
引火性液体 区分 2

健康に対する有害性
急性毒性 (吸入: 蒸気) 区分 4
皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分 2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分 2B
発がん性 区分 2
生殖毒性 区分 1A
生殖毒性・授乳に対する又は授乳を介した影響 追加区分
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分 1
(中枢神経系)、区分 3
(気道刺激性、麻酔作用)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分 1 (中枢神経系、腎臓)

環境に対する有害性
水生環境有害性 (急性) 区分 1
水生環境有害性 (長期間) 区分 3

GHS ラベル要素

絵表示



溶剤 A

改訂日 2016年1月12日

注意喚起語 危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気
皮膚刺激
強い眼刺激
吸入すると有害
呼吸器への刺激のおそれ
眠気又はめまいのおそれ
発がんのおそれの疑い
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
授乳中の子に害を及ぼすおそれ
中枢神経系の障害
長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、腎臓の障害
水生生物に非常に強い毒性
長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き【安全対策】

使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。
容器を密閉しておくこと。
容器を接地すること／アースをとること。
防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(避けることも)
妊娠中/授乳期中は接触を避けること。
取扱後はよく手を洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
環境への放出を避けること。
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

注意書き【応急措置】

飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹼）で洗うこと。
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。
気分が悪い時は医師に連絡すること。
無理に吐かせないこと。
皮膚刺激が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。
眼の刺激が続く場合：医師の診断／手当てを受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。
漏出物を回収すること。

2 / 9

(以下略)

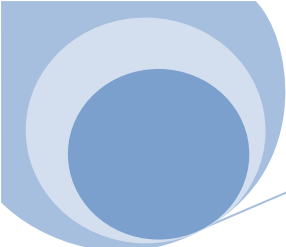
出典：「化管法に基づくSDS・ラベル作成ガイド」(経済産業省)

作業要領

作業要領の例：印刷作業要領

工場課

印刷作業要領		
作業の概要	作成：〇〇年〇〇月〇〇日 改訂：〇〇年〇〇月〇〇日	承認
作業名：洗浄、印刷作業 溶剤を用い、版（シリンダー）に付着した汚れを除去する作業と印刷作業 作業人数 2人	使用溶剤 トルエン	
	保護具：有機ガス用防毒マスク、保護手袋	
	不浸透性の保護衣	
	資格免許：有機溶剤作業主任者	
作業手順	急所	急所の理由
1. 局所排気装置を点検稼働する。	(1) 吸引状況を確認する。	① 作業者の呼吸位置での確認 ② 設備作業前点検表
2. ウェスに溶剤をしみ込ませる、若しくは溶剤を手動ポンプにより送り込む。補給はパイプ先端部を液中に入れて行う。	(1) ウェスへ適量の溶剤をつける。	① ウェスから蒸発防止する。 ② 補給中の漏洩飛散を防止する。
3. ドラム缶は終了後直ちに密閉する。		① ドラム缶に蓋をすることにより、溶剤蒸発分の飛散を防止する。
4. 乾燥炉を点検する。	(1) 作業前点検を行うとともに作業中も随時点検する。 (2) 点検表に基づき点検する。	① 風量、温度が適正であること。
5. インキを投入する。	(1) 設定量確認 (2) インキ循環で適正量を確認する。	① インキパンに蓋をすることにより、溶剤蒸気の発散を防止する。
6. インキ液量調整、循環を確認する。	(1) 液量が規定レベルに（インキ槽基準）達しているか確認する。	① 過剰による漏洩や、不足を予防する。
7. 乾燥炉	(1) 温度、風量の確認 乾燥温度：**°C～**°C	① 乾燥不足による溶剤の充満など予防する。
8. 原反走行	(1) 目視	① 傷、損傷は無いか。
9. 治具の確認をする。 準備作業終了		
作業終了後 1. 仕上がり (1) 数量、歩留まり (2) 不良品と監視データの関連記録の確認 2. インキ槽及び周辺状況の確認 (1) 残量、粘度、周辺へのインキ飛散、汚れなど 3. 設備の終業点検 (1) 設備点検表 給気、排気装置、搬送機等の点検 (2) 排ガス処理装置 処理結果と計器の点検 4. 発生した廃棄物 (1) 類別に区分して A:有価売却廃棄物 B:焼却廃棄物 C:処理委託廃棄物 D:再利用 を記録 廃棄物置場へ		
<作業場の異常時の報告先> 1. 設定条件、作業に関して 技術スタッフ 〇〇〇課 2. 機械、設備に関して 保全担当 〇〇〇課 3. 仕上がり品質に関して 品質管理担当 〇〇〇課 <緊急事態は緊急時対応マニュアルによる。>		



事故の未然防止対策及び 事故発生時の措置

(1) 未然防止対策

- 施設毎に機器誤動作防止のための注意事項を表示する。
- 異常状態が確認された場合には、関係者に状況、時期、措置、対策等の経過を周知する。
- 施設及び異常時警報装置の定期点検を行う。
- 緊急時対応マニュアルの作成及び定期的な更新を行う。

(2) 事故発生時等の応急措置

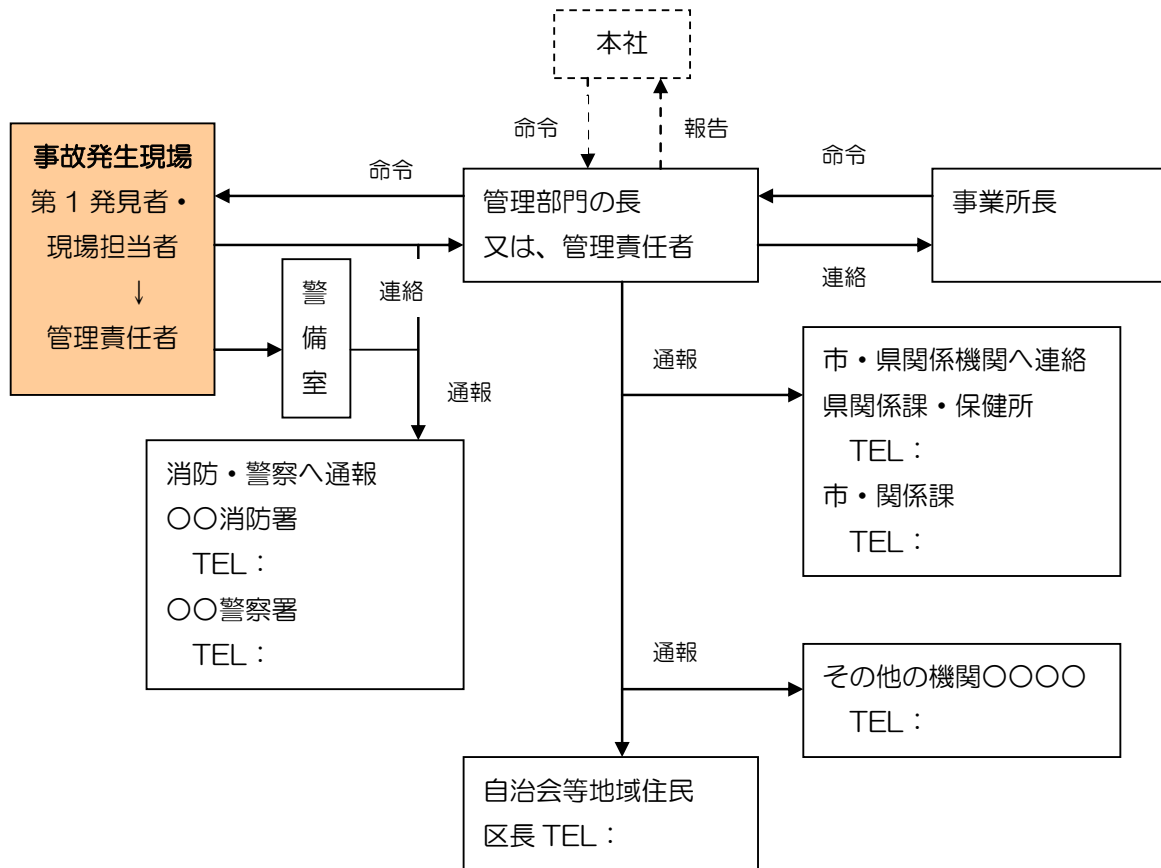
- 設備を緊急停止し、人員及び負傷者の有無の確認を行い、救助活動にあたる。
- 指定化学物質の事業所外への漏洩確認と防止対策を行う。
- 現場責任者のもと、危機管理体制の整備を行う。
- 消防、警察、行政等関係機関及び地域住民への連絡を行う。
- 周辺環境の被害状況調査を行う。

(3) 緊急時の連絡体制

連絡内容

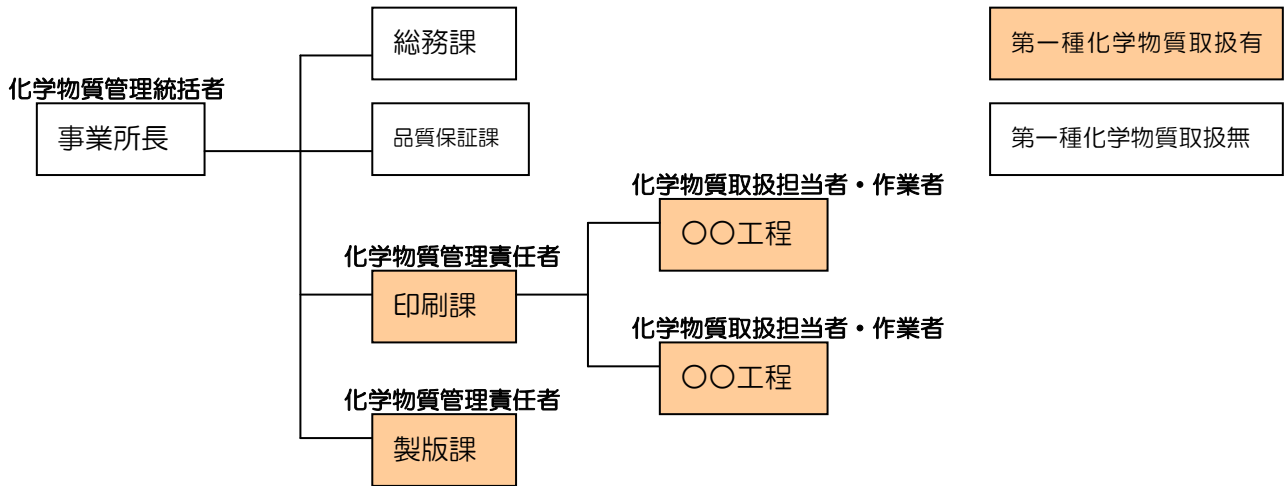
- 発生日時
- 事業所名、発生場所
- 発生施設
- 事故状況、被害状況
- 緊急措置実施状況
- 負傷者の有無

緊急連絡体制



管理組織

化学物質管理統括者及び化学物質取扱責任者等を以下のとおり定め、管理計画を円滑かつ着実に実行します。



化学物質管理者等	職氏名	主な責任と権限
化学物質管理統括者	事業所長 〇〇	管理計画を策定し、必要な資源の配分等を決定する。管理計画の遂行に統括的な責任と権限を有し、管理責任者、取扱担当者を指揮し、事業所全部門における管理計画の実施を推進する。
化学物質管理責任者	課長 ◇◇	管理統括者の指揮の下、管理計画を遂行する実務に関する責任と権限を有し、各部門の進捗状況を点検し、評価を行い、実績報告書、改善すべき事項の提案書を作成する。
化学物質取扱担当者	主任 △△	化学物質の取扱いに関する作業要領に基づいた化学物質の取扱いの実務を行い、化学物質の使用量等の操業結果等を記録する。

教育、訓練

第一種化学物質等の管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するために、課題の抽出、管理計画の推進、外部からの問い合わせへの対応等に関し、組織的な対応と同時に従事者一人一人がその責務を果たすため、次のとおり教育訓練を実施します。

教育の内容	対象者		
	印刷課	製版課	全従事者 合同
1. 基本方針、管理・改善計画等に関わるもの 教育及び訓練年間計画書の周知	○	○	○
2. SDS 等取り扱う第一種化学物質の性状に関わるもの	○	○	○
3. 取り扱う第一種化学物質の危害防止に関わるもの	○	○	○
4. 管理の改善、排出・移動の減量化のための技術・手法作業要領、資材・設備にかかわるもの	○	○	○
5. 事故等緊急時の訓練に関わるもの	○	○	○

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全管理委員会	○		○		○		○		○		○	
従事者講習会		○						○				
緊急時訓練			○						○			